

# 令和2年 教育委員会

## 第3回 定例会 議事日程

令和2年2月25日（火）午後3時

### 第1 議 案

#### 【子ども総務課】

- (1) 議案第3号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」

#### 【指導課】

- (1) 議案第4号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第5号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」

### 第2 協 議

#### 【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定について

### 第3 報 告

#### 【子ども総務課】

- (1) 令和2年第1回区議会定例会の報告

#### 【子ども支援課】

- (1) 令和2年4月保育園等入園二次審査結果

#### 【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（令和2年1月）
- (2) 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

### 第4 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月5日号）掲載事項

#### 【子育て推進課】

- (1) 住民監査請求について

#### 【文化振興課】

- (1) 図書館の利用制限について

#### 【地域保健課】

- (1) 新型コロナウイルスの対応について

令和元年度

教育に関する事務の管理及び執行  
の状況の点検及び評価（平成30年度分）

報告書

令和2年3月  
千代田区教育委員会

**令和元年度  
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検  
及び評価(平成30年度分)報告書**

目 次

1	概 要 .....	1
2	対象事業一覧 .....	3
3	点検・評価シート	
	(1) 国際教育の推進.....	4
	(2) 特色ある教育活動.....	5
	(3) 個に応じた指導の充実.....	6
	(4) 心の教育の推進.....	7
	(5) ICT教育の推進.....	8
	(6) 九段小学校・幼稚園の整備関連事業.....	9
	(7) 子どもの遊び場確保の取組.....	10
	(8) 私立保育所等整備補助(私立保育所) .....	11
	(9) 園外活動支援事業.....	12
4	有識者の意見.....	13
5	各事業についての課題及び今後の取組の方向性.....	19
<b>資料1</b>	令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価」に関する有識者会議 概要 .....	22
<b>資料2</b>	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱.....	23

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 1 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年6月改正 平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

千代田区では平成19年度に大幅な組織改正を行い、次世代育成支援部門と教育部門を統合し、教育委員会の下に「子ども・教育部」を創設し、その後、平成27年度に現在の子ども部と名称変更した。法律では教育委員会の権限に属する事務を点検及び評価の対象としているが、本区では、教育委員会において次世代育成支援に係る事務も所管していることに鑑み、教育に関する事務のみならず次世代育成支援に関する事務も点検評価の対象としている。

点検評価の対象とする施策及び事業は、平成20年度からの3年間は、区が作成する「主要施策の成果」（地方自治法第233条第5項に基づく）に掲載されているものを基本にしつつ、選択してきた。平成23年度からの3年間は、特定のテーマに絞った議論が進むよう、教育基本法第17条に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含する「千代田区共育マスタープラン」（平成22年4月策定）で掲げる「7つの施策の基本的方向」に連なる重要事業を概観していくことを基本としつつ、継続して点検評価が必要なもの、当該年に発生した重要事業を点検評価の対象とすることとした。平成27年度及び28年度は、主要施策の成果に掲載された事業を中心に、点検評価の対象事業を選定した。

本年度についても、引き続き主要施策の成果に掲載された事業を中心に、点検評価の対象事業を選定した。

ところで、平成26年度に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の大きな改正があり、新たな教育委員会制度が、平成27年度から施行された（新教育長に係る部分については、施行日以降に新たに任命される教育長からとなる）。新制度の下では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を図ると共に、地方に対する国の関与の見直しが図られたところである。

具体的には、①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③「総合教育会議」の設置、④首長による教育に関する「大綱」の策定などが定められた。

千代田区においても、総合教育会議が設置され、総合教育会議の場において区長と教育委員会が協議を行い、昨年度末、千代田区の教育等に関する総合的な施策の大綱として、「千代田区共育大綱」が策定され、これに合わせる形で、教育委

員会においても、「千代田区共育ビジョン」を策定したところである。「千代田区共育ビジョン」は、平成22年に策定した「千代田区共育マスタープラン」に代わり、引き続き「共育」を基本理念とする、千代田区における教育振興施策及び次世代育成施策について明らかにしたものである。

また、「千代田区共育ビジョン」で示された目指すべき姿を計画的に実現するため、より具体の目標管理型計画である「千代田区共育推進計画」を平成29年3月に策定した。

本年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、この「千代田区共育推進計画」の計画で示された各施策の目標に向かってそれぞれの事業が着実に進められているかという観点により実施した。

点検評価の結果については、個々の事業について課題はあるものの、全体としては、適正に執行されているものと認められる。

今後も、今回の点検評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していきたい。

## 2 対象事業一覧

主要事業	教育	担当課	令和元年度 事務事業概要 該当ページ
国際教育の推進	○	指導課	P318
特色ある教育活動	○	指導課	P319
個に応じた指導の充実	○	学務課、指導課	P264
心の教育の推進	○	指導課	P323
I C T 教育の推進	○	指導課、九段中等教育学校	P325, 341
九段小学校・幼稚園の整備関連事業		子ども施設課	P218
子どもの遊び場確保の取組		子ども総務課	P49
私立保育所等整備補助（私立保育所）		子育て推進課	P143
園外活動支援事業		子ども支援課	P105

# 1 国際教育の推進

<b>千代田区共育推進計画の目標</b>	目標25 グローバル化を見据えた国際社会で活躍できる人材を育てる
----------------------	----------------------------------

<b>事業概要</b>	<b>内容</b>	国際的視野を広め、国際性豊かな幼児・児童・生徒の育成を図り、広く国際教育を推進します。 (1) 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英検資格取得支援 (2) 中学生海外派遣・受入
	<b>事業開始年度</b>	(1) 平成28年度 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英語資格取得支援を統合 (2) 昭和63年度

		予算現額	決算額	執行率		
<b>事業費・コスト</b>	(1) 国際教育の推進	37,460,000円	33,873,818円	90.4%		
	(2) 中学生海外派遣・受入	7,949,000円	5,192,624円	65.3%		
<b>コスト単位</b>	(1) 幼児・児童・生徒1人あたり	( 4,661人 )				
	(2) 派遣・受入1人あたり	( 20人 )				
<b>コスト内訳</b>	<b>事業費等 (A)</b>		<b>人件費 (按分) (B)</b>		<b>総コスト (C=A+B)</b>	
	(1)	7,268円 [93.3%]	524円 [6.7%]	7,792円 [100.0%]		
	(2)	259,631円 [61.4%]	162,955円 [38.6%]	422,586円 [100.0%]		

<b>事業実績</b>	○平成30年度実績
	<p>(1) 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英検資格取得支援</p> <p>①ALT (外国人指導助手: Assistant Language Teacher) 派遣 対象及び実施回数</p> <p>【幼児・児童国際教育】 (年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立保育園、幼稚園、こども園: 6時間</li> <li>・小学1、2年生: 11時間</li> <li>・小学3、4年生: 35時間</li> <li>・小学5、6年生: 50~70時間</li> </ul> <p>【中学校国際教育】 各学級月3回</p> <p>②小学校英語活動コーディネーター派遣 各小学校年間10時間以内</p> <p>③英検資格取得支援 区立中・中等教育学校 (前期課程) 全生徒に対し、年1回の英語検定受験料を補助 (中学3年生までに3級以上の割合は平成30年度で76.7%)</p> <p>④「千代田っ子のおもてなし」の配付・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の全教員と中学校の全生徒に配付し、英語の授業などで活用</li> <li>・令和2年度までに入区した全教員と中学1年生に配付予定</li> </ul> <p>⑤教員研修: 新学習指導要領に対応した外国語指導研修を区内小学校教員全員に実施</p> <p>(2) 中学生海外派遣・受入</p> <p>①受入10月 (各8泊9日) 英国ウエストミンスター市立学校生徒10名及び引率者2名</p> <p>②派遣11月 (各9泊10日) 麹町中学校・神田一橋中学校2年生10名及び引率者3名</p>

<b>2 事業実績及び予算への対応</b>	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や今後の国際社会への対応に向けて、更にコミュニケーション能力を高め、国際的視野を広める機会を多く設定していくことが必要です。</p> <p>令和元年度は、令和2年度から全面実施となる小学校5・6年生における外国語の教科化に向けて教員の指導力を高める研修の充実を図るとともに、各園・各校におけるALTとの連携の改善に取り組みます。また、中学生海外派遣・受入事業では、引き続きウエストミンスター市立学校と連携し、海外交流教育を推進します。</p> <p>令和2年度は、TGG (東京グローバル・ゲートウェイ) の更なる活用を図るなど、国際教育や大学入試制度における国や都の動向を的確に捉え、千代田区における国際教育の推進を図ります。</p>
-----------------------	---

## 2 特色ある教育活動

千代田区共育推進計画の目標	目標13・目標30 各校（園）の特色ある教育活動を進める
---------------	------------------------------

事業概要	内容	<p>各学校の実情を活かした教育活動を展開するため、学校・園が独自の企画を作成・提案し、教育委員が提案を審査・決定した上で実施します。この事業は、オリンピック・パラリンピック教育の推進にも活用されています。</p> <p>(1) 特色ある教育活動 魅力と特色ある学校づくりを推進するとともに、学校の課題解決に資する事業を実施します。</p> <p>(2) 部活動の推進 運動や芸術の専門家を部活動の講師として招き、生徒の意欲や技術を高めます。</p> <p>(3) 伝統行事の継承 学校や地域の伝統行事を継承し、地域との連携を図ります。</p>		
	事業開始年度	平成28年度（理科支援員、達成度調査、小学校科学教育センターを統合）		
事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率
	(1) 特色ある教育活動		49,915,000円	40,079,182円 80.3%
	(2) 部活動の推進		8,354,000円	6,913,966円 82.8%
	(3) 伝統行事の継承		6,468,000円	5,593,838円 86.5%
	コスト単位	(1) 児童・生徒1人あたり		( 5,062人 )
		(2) 支援事業1事業あたり		( 23事業 )
		(3) 支援事業1事業あたり		( 20事業 )
コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
(1)	7,918円 [72.5%]	3,010円 [27.5%]	10,928円 [100.0%]	
(2)	300,607円 [60.7%]	194,838円 [39.3%]	495,445円 [100.0%]	
(3)	279,692円 [53.4%]	244,433円 [46.6%]	524,125円 [100.0%]	
事業実績	○平成30年度実績			
	(1) ①特色ある教育活動 事業申請数 197事業（伝統行事20事業を含む）			
	②その他の事業			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理科支援員配置 年間60時間（区立小学5・6年生の各学級）</li> <li>年間24時間（区立小学3・4年生の各学級）</li> <li>・達成度調査 ・科学教育センター 年間11回（小学5年生32人参加）</li> </ul>			
(2) 部活動等の推進 23事業				
①吹奏楽部、水泳部、バスケットボール部、バドミントン部、サッカー部、家庭科部、茶道部など				
②年間延べ824名の講師を派遣				
(3) 伝統行事の継承 学校や地域の伝統行事を支援（和太鼓、ブラスバンドなど）				
現状と令和2年度予算への対応	<p>子どもたちの地域・社会を担う力を育むとともに、各校の創意工夫を凝らした特色ある学校づくりが必要です。令和2年度は、令和元年度の実績や事業内容を精査するとともに、各学校の特色をカリキュラムマネジメントの視点で見直していくことで、教育活動の更なる充実に向けて努めていきます。伝統行事の継承については、学校や地域の伝統行事を明確にした上で取り組んでいます。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック教育については、オリンピック・パラリンピアンを招聘した体験活動だけでなく、これまでの各学校の教育実践を踏まえ、さまざまな教育活動をオリンピック・パラリンピックに関連付けて行っていきます。</p>			



### 3 個に応じた指導の充実

千代田区共育推進計画の目標		目標18 特別な配慮が必要な子どもへの支援を進める			
事業概要	内容	<p>人間の多様性を尊重し、障害のある者と障害のない者が可能な限り一緒に学ぶことができるような配慮を行うため、教育的支援が必要な幼児・児童・生徒を支援する体制の充実を図っています。</p> <p>(1) 巡回アドバイザー（教職員・保護者へ専門的な視点から助言）</p> <p>(2) 学校生活サポート</p> <p>①特別支援教育指導員…自立活動を含む個別指導、学級内指導</p> <p>②学習・生活支援員…学習支援、生活支援、安全確保</p> <p>③通訳…学級内における通訳支援</p> <p>④日本語指導員…日本語指導教室による指導</p>			
	事業開始年度	(1) 平成18年度 (2) 平成19年度			
事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率	
	(1) 巡回アドバイザー		11,852,000円	11,003,000円 92.8%	
	(2) 学校生活サポート		115,192,000円	95,206,082円 82.6%	
	コスト単位	(1) 対象幼児・児童・生徒1人あたり		( 5,587人 )	
		(2) 対象幼児・児童・生徒1人あたり		( 296人 )	
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)
		(1)	1,969円 [73.0%]	729円 [27.0%]	2,698円 [100.0%]
(2)		321,642円 [86.0%]	52,300円 [14.0%]	373,942円 [100.0%]	
事業実績	○平成30年度実績				
	<p>(1) 巡回アドバイザー派遣 (1校(園)当たりの平均派遣時間数)</p> <p>・幼稚園、保育園 48時間 ・こども園 72時間 ・小学校 121時間</p> <p>・中学校、中等教育学校 44時間 ・小学校特別支援学級(知的) 20時間</p> <p>(2) 学校生活サポート</p> <p>①特別支援教育指導員 23人 (幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等教育学校)</p> <p>②学習・生活支援員 49人 (幼稚園、こども園、小学校、中学校)</p> <p>③通訳 6人 (幼稚園、こども園、小学校、中学校に中国語5人・ベトナム語1人)</p> <p>④日本語指導員 3人 (申請者23人に対して小学校・中学校に巡回訪問指導)</p> <p>※①④の経費は子ども職員費(非常勤職員)に含まれています。</p>				
状況と令和2年度予算への対応	<p>多様性を尊重し、共生社会を形成していくためには、障害や文化の違いに対する理解と適切な指導、必要な支援を行うことが必要です。</p> <p>令和元年度は、心理士のほか、作業療法士等の専門性を有する巡回アドバイザー等を派遣する環境を整え、児童・生徒などへの支援内容の充実を図ります。</p> <p>令和2年度は、引き続き、児童・生徒などの状況に応じた支援を実施していくため、専門的知識・経験等を有する人材を学校(園)に派遣・配置し、支援体制の充実を図っていきます。</p>				

## 4 心の教育の推進

千代田区共育推進計画の目標		目標12 いじめのない学校（園）にする			
事業概要	内容	<p>心の教育コーディネーターや臨床心理士などの専門家と連携しながら、親子を対象とした取組みを推進し、心の教育の推進を図ります。</p> <p>「いじめ問題」については、「千代田区いじめ防止等のための基本条例」に基づき、子どもたちのSOSを見逃さず、未然防止・早期発見・早期対応ができるよう、学校・家庭・地域がともに手を携えた取組みを進めます。</p> <p>社会体験・インターンシップでは、さまざまな人々との関わりを通して自己を確立するための基礎を育てる職場体験を実施します。</p> <p>情報モラルの育成に向けては、SNS使用に関する家庭ルールである「SNS我が家ルール」づくりの啓発に努めます。</p>			
	事業開始年度	平成18年度			
事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率	
	(1) いじめ防止プロジェクト		9,122,000円	7,791,093円	85.4%
	(2) 社会体験・インターンシップ		207,000円	27,150円	13.1%
	(3) 親子で学ぶ「情報モラル」		50,000円	7,000円	14.0%
	コスト単位	(1) 児童・生徒1人あたり		( 4,334人 )	
		(2) 参加生徒1人あたり		( 361人 )	
		(3) 児童・生徒1人あたり		( 3,884人 )	
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	(1)	1,798円 [82.7%]	376円 [17.3%]	2,174円 [100.0%]	
	(2)	75円 [3.2%]	2,257円 [96.8%]	2,332円 [100.0%]	
(3)	2円 [0.9%]	210円 [99.1%]	212円 [100.0%]		
事業実績	○平成30年度実績				
	(1) いじめ・悩み相談ホットラインの設置やスクールソーシャルワーカー派遣など				
	①24時間365日対応のいじめ・悩み相談ホットラインを設置し、相談件数は76件（うちいじめ案件39件）でした。また、区立学校の全児童・生徒に周知グッズとして、いじめ・悩み相談ホットライン連絡先を記載した連絡袋を配付しました。				
	②子どもや保護者を支援するスクールソーシャルワーカーへの相談件数は年間43件でした。				
(2) 区立中・中等教育学校2年生を対象に、地域の企業などと連携した就業体験を行いました。					
(3) 親子で学ぶ「情報モラル」は区立小学校全校で実施しました。					
現状と令和2年度予算への対応	<p>「いじめ・悩み相談ホットライン」への相談件数は多いものの、SNSの浸透などにより、過去3年間電子メールでの相談実績はありませんでした。社会体験・インターンシップは、受け入れ先の厚意により諸経費がかからなかったため執行率が低くなっています。親子で学ぶ「情報モラル」は、警察などの公的機関から講師を招き、講師費用がかからなかったため執行率が低くなっています。</p> <p>令和元年度から、電子メールでの相談を廃止し、臨床心理士や教職経験のある相談員を配置した電話相談窓口を24時間365日実施するとともに、学級経営支援アドバイザー制度を活用します。また、いじめやその他の問題に悩む児童・生徒や保護者などに対して、いじめ・悩み相談ホットラインや携帯電話会社などと連携したSNS我が家ルールづくり等の周知を推進します。社会体験・インターンシップについては、飲食店、福祉施設など、さまざまな社会体験ができるよう取り組みます。また、「情報モラル」の育成に向けて、最新の事例に対応した取組みを行います。</p>				

## 5 ICT教育の推進

千代田区共有推進計画の目標		目標22 ICTを教育の様々な場面で活用する			
事業概要	内容	平成26年度に導入したタブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクターを活用するとともに、各学校を高速ブロードバンドで接続し、その回線スピードを活かして、児童・生徒が共に教え合い学び合う協働学習を実践しています。また、ICTサポーターを配置して、ICT機器を活用した授業の指導補助や、教材・学習資料の作成・活用、情報モラルの研修など、効果的なICT教育の実践を計画的に支援します。			
	事業開始年度	平成14年度（平成26年度からICT教育の推進として拡充）			
事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率	
	(1) 小学校管理費分		211,651,000円	188,686,481円	89.1%
	(2) 中学校管理費分		60,271,000円	55,328,032円	91.8%
	(3) 中等教育学校管理費分		52,370,000円	38,199,635円	72.9%
	コスト単位	(1) 児童1人あたり		( 2,805人 )	
		(2) 生徒1人あたり		( 603人 )	
		(3) 生徒1人あたり		( 926人 )	
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)
		(1)	67,268円 [97.9%]	1,452円 [2.1%]	68,720円 [100.0%]
		(2)	91,755円 [93.1%]	6,756円 [6.9%]	98,511円 [100.0%]
(3)		41,252円 [88.7%]	5,279円 [11.3%]	46,531円 [100.0%]	
事業実績	○平成30年度実績				
	(1) 各校の端末台数 神田一橋中218台（1人1台）、九段中等教育学校280台、他の小・中学校80～160台（学校規模による）				
	(2) 平成30年度の活用例 ①タブレット型PCや書画カメラを用いたプレゼンテーション能力の向上を図る学習 ②英語の授業でスピーキングソフトを活用した学習 ③自ら集めた情報を整理・分析し、発表を行う主体的・対話的な学習				
	(3) ICTサポーターの配置 小学校年間44日、中学校年間26日（1校あたり）、九段中等教育学校 学校休業日を除く週2～3日				
	(4) ICT教育の推進に関する研修会など ①情報教育主任会 各学校から1名が集い「教育の情報化の推進」について情報共有と課題解決に向けた協議を実施 ②校内研修 必要に応じて適宜実施				
現状と令和2年度予算への対応	ICT機器の配置により、ICT機器を活用した授業が増え、児童・生徒の学習に対する関心や意欲が向上しました。また、タブレット型PCをリプレースするとともに、セキュリティ強化を図りました。一方、ICT機器の活用について、学校間及び教員間の指導力の格差などの課題があります。より効果的な学習に向けての指導方法、指導体制などを引き続き検証しながら、ICT教育の在り方を検討する必要があります。 令和元年度は、ICT機器を活用した授業の事例集を作成し、ICT機器活用の更なる推進をめざします。また、サーバ及びネットワーク機器をリプレースし、校内のネットワーク環境を改善します。 令和2年度は、新学習指導要領の実施に向けて、主体的・対話的で深い学びへのICTの活用方法を検討していきます。そのために、タブレット型PCでの学習活動の環境整備を進めます。				

## 6 九段小学校・幼稚園の整備関連事業

千代田区共育推進計画の目標	目標21 今日的な教育課題に対応した質の高い教育施設の整備を進める
---------------	-----------------------------------

事業概要	内容	九段小学校・幼稚園は、築80年以上が経過し、校舎の老朽化に対する改善とともに、環境に配慮した機能更新が課題となっていました。そのため、施設整備検討協議会を設置して平成24年から整備計画の内容について検討を行い、平成26年度に実施設計が完了、平成27年11月から新校舎建設工事に着手し、平成30年7月竣工、同年9月に供用開始しました。 新校舎工事期間中の仮校舎は、旧九段中学校の校舎を利用しました。
	事業開始年度	平成23年度

予算現額		決算額	執行率
(1) 九段小学校・幼稚園の仮校舎運営	16,036,000円	14,658,629円	91.4%
(2) 九段小学校・幼稚園物品等移設	9,990,000円	8,493,336円	85.0%
(3) 九段小学校・幼稚園の整備	4,928,855,000円	4,619,081,837円	93.7%
コスト単位	(1) 児童・幼稚園児1人あたり	( 510人 )	
	(2) 児童・幼稚園児1人あたり	( 510人 )	
	(3) 整備1施設あたり	( 1施設 )	
コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)
(1)	28,742円 [69.2%]	12,781円 [30.8%]	41,523円 [100.0%]
(2)	16,654円 [77.7%]	4,793円 [22.3%]	21,447円 [100.0%]
(3)	4,619,081,837円 [99.4%]	25,583,947円 [0.6%]	4,644,665,784円 [100.0%]

○平成30年度実績  
 (1) 新校舎  
 平成27年11月建設工事を開始、平成30年7月竣工、9月に供用開始しました。  
 平成30年6月、第17回施設整備検討協議会を開催、9月に学校・園とともに「新校舎落成を祝う会」を開催しました。

<施設概要>

面積	敷地面積	4,479.33㎡	延床面積	9,383.03㎡
規模	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上4階・地下2階			
各階構成	学 校		幼 稚 園	
4階	普通教室、プール			
3階	普通教室、図書室、音楽室、図工室、家庭科室、ランチルーム、特別支援教室			
2階	普通教室、理科室		保育室、みんなのへや、絵本コーナー	
1階	職員室、校長室、保健室、放送室、アフタースクール		保育室、幼稚園職員室、幼稚園プール	
地下1階	給食調理室、防災備蓄倉庫			
地下2階	体育館、九段ギャラリー、九段記念室、施設開放受付			

(2) 仮校舎

平成27年秋から旧九段中学校を仮校舎として使用し、通学・通園距離が延伸する児童・園児の負担軽減のため、通学・通園バスを運行しました。平成30年7月の新校舎竣工に伴い使用を終了しました。

平成30年7月竣工のため、本事業は、平成30年度で完了しました。  
 今後は、児童・園児が安全にのびのびと活動できるよう、施設の管理・運営に努めていきます。

事業概要  
2年度予算案への対応

## 7 子どもの遊び場確保の取組み

千代田区共育推進計画の目標	目標3 子どもが安全・安心に暮らせるまちにする
---------------	-------------------------

事業概要	内容	公園などに子どもの遊びを見守るプレーリーダーを配置し、ボール遊びなどが自由にできる「子どもの遊び場事業」を実施します。また、公園などに限らず、子どもが安全にのびのびと遊べる場所を確保します。さらに、学識経験者、地域、学校、PTA関係者、青少年委員、スポーツ推進委員などで構成する「子どもの遊び場推進会議」で、事業の評価・検証を行いながら、事業のあり方や実施方法を検討します。
	事業開始年度	平成24年度

事業費・コスト	予算現額	決算額	執行率
	59,561,000円	56,164,732円	94.3%
	コスト単位	遊び場実施1回あたり ( 402回 )	
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)
	139,713円 [90.2%]	15,201円 [9.8%]	154,914円 [100.0%]

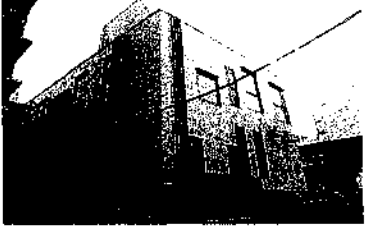
○平成30年度実績

場 所	実施回数(回)	参加人数(人)
外濠公園総合グラウンド内芝生広場	41	537
和泉公園(平日)	44	817
和泉公園(土曜)	43	1,093
東郷元帥記念公園下段部分	公園の改修工事に伴い休止中	
小川広場フットサルコート	38	588
旧今川中学校	38	429
芳林公園	41	481
旧永田町小学校	42	370
ふじみこどもひろば	115	3,385
計	402	7,700

※ふじみこどもひろばの一部は人工芝を敷設し、保育園の代替園庭としても活用しています。

状況と令和2年度予算への対応	<p>当面の目標であった小学校の区域ごとに1か所(計8か所)の遊び場設置が完了していますが、引き続き庁内の他の部署とも連携しながら、暫定活用も含め、遊び場の確保に取り組んでいきます。</p> <p>令和元年度には、民間の土地を一時借用し、「くだんしたこどもひろば」を開設しました。</p> <p>令和2年度以降も、区民のニーズ等を反映させ、安全に配慮しつつ、子どもたちがのびのびと遊べる遊び場の管理・運営に取り組めます。</p>
----------------	--

## 8 私立保育所等整備補助（私立保育所）

千代田区共育推進計画の目標		目標5 保育園の待機児童をなくす		
事業概要	内容	<p>「千代田区次世代育成支援計画」による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を行っています。</p> <p>平成30年度は、私立認可保育所が1園開園し、平成31年4月開園の私立認可保育所2園、令和元年10月開園の私立認可保育所1園の開園準備を行ったほか、賃借物件による保育所の運営事業者を募集し、合わせて7園（定員495名）の開設計画を推進しました。</p>		
	事業開始年度	平成22年度		
事業費・コスト	予算現額	決算額		執行率
	2,106,113,000円	1,135,163,266円		53.9%
	コスト単位	補助1件あたり		( 4件 )
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)
	283,790,817円 [98.7%]	3,870,183円 [1.3%]	287,661,000円 [100.0%]	
事業実績	○平成30年度実績			
	(1) 私立保育所			
	① 二番町ちとせ保育園	平成30年9月1日開園	定員100名	296,487,066円
	② 千代田せいが保育園	平成31年4月1日開園	定員51名	342,116,100円
	③ ベネッセ内神田保育園	平成31年4月1日開園	定員60名	142,750,518円
	④ (仮称) 神田美倉保育園	令和元年10月1日開園予定	定員72名	353,809,582円
※ (仮称) 神田美倉保育園への補助額には、負担金を含みます。				
(2) 今後の私立保育所開設計画				
① (仮称) 平河町ちとせ保育園	令和2年4月1日開園予定	定員75名		
② (仮称) あい・あい保育園三番町園	令和2年4月1日開園予定	定員50名		
③ (仮称) 外神田四丁目保育施設	令和2年4月1日開園予定	定員87名		
				
		▲千代田せいが保育園		
状況と令和2年度予算への対応	<p>平成30年度は、公募により選定した(仮称)平河町ちとせ保育園の整備が地域住民との調整に時間を要したこと、(仮称)神田美倉保育園が敷地内の地中埋設物撤去のため工事が遅れたことにより開設が遅れました。また、公募により選定した神田佐久間町における事業者が辞退したこともあり、執行率が低くなりましたが、平成31年4月開園の私立認可保育所2園、令和元年10月開園の私立認可保育所1園の開園準備を着実に進めました。</p> <p>令和元年度は、区有地を含む私立保育所の開設準備を進めていきます。</p> <p>令和2年度は、新たに策定する「(仮称)改定千代田区共育推進計画」の保育の供給計画に基づく保育所整備を進め、待機児童ゼロをめざします。</p>			

## 9 園外活動支援事業

千代田区共育推進計画の目標	目標3 子どもが安全・安心に暮らせるまちにする
---------------	-------------------------

事業概要	内容	園庭がない、または、近隣に園児がのびのびと遊べる公園など、戸外遊びをする環境が整っていない私立認可保育園や認証保育所などに、バスの利用を促すことによって、園児が公園や他施設を利用できる環境を作ります。 従来、九段小学校・幼稚園仮校舎への通学・通園バスの空き時間を利用して行っていた事業ですが、需要が高かったため、九段小学校・幼稚園の新校舎完成後の平成30年10月以降も、引き続き単独事業として行っています。
	事業開始年度	平成30年度

事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率
	(1) 園外活動支援事業 (園外活動支援事業)		9,316,000円	2,323,512円 24.9%
	(2) 園外活動支援事業 (代替園庭利用の安全・安心見守り事業)		611,000円	140,400円 23.0%
	コスト単位	(1) 園外活動1回あたり		( 59回 )
		(2) 見守り1日あたり		( 238日 )
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)
(1)	39,382円 [58.8%]	27,620円 [41.2%]	67,002円 [100.0%]	
(2)	590円 [7.9%]	6,847円 [92.1%]	7,437円 [100.0%]	

事業実績	○平成30年度実績 (10月以降の半年間)	
	(1) 園外保育バス利用回数 59回	
	①認可保育園・認定こども園	37回
	②幼保一体施設	3回
	③認証保育所等	19回
	平成30年度は、各園の園外保育への利用に加えて、小川広場の雪だるまフェアに私立保育施設5園が合同で大型バス3台利用して参加し、交流を深めました。	
	(2) 代替園庭利用の安全・安心見守り事業	
	①代替園庭における園児の見守り	
	②代替園庭までの園児の送り迎えや散歩の付き添い	
	③代替園庭やプールにおける日よけテントの設置や片付け	



▲ 雪だるまフェアに参加する園児たち

現況と令和2年度予算への対応	<p>保育需要の増加・多様化に対応して、毎年新しい保育施設を整備・開設していますが、区内では広いスペースを確保することが難しいため、敷地内に園庭を持たない認可保育園が増えています。そのため、本事業は各保育施設からの需要が高く、また、今後も新規開設園が増えることが予想されるので、高い需要が継続すると思われませんが、平成30年度は事業開始年度ということもあり、運用状況を精査し、金額を見直した結果、執行率が低くなっています。また、代替園庭利用の安全・安心見守り事業については、公園安全利用指導員のジャケットが破損した時などのために、突発的な消耗品費を見込んでいましたが、執行がありませんでした。</p> <p>令和2年度も引き続き本事業を継続し、各保育施設へ積極的なバスの利用を促していくとともに、円滑な利用調整を行い、可能な限り多くの園児が園外活動を行うことができるように支援していきます。</p>
----------------	---

## 4 有識者意見

明石要一（千葉敬愛短期大学）

### 1 九段小学校について

九段小学校が人気ある秘訣がわかった。

- ① 難しいといわれる習熟度別学習を導入している。しかも、4, 5分割して児童の個々の状況に合った学習環境を提供している。
  - ② 低、中学年を対象にした漢字検定を導入し、基礎学力の定着化を図っている。
  - ③ QUを導入し、担任が学級経営の問題点を理解できる仕組みを作っている。
  - ④ スクール・カウンセラー（2人）とスクールライフサポーターが4, 5, 6年生と転校生全員と面談を行い、児童理解の基礎データを提供している。
  - ⑤ NPO法人「アフタースクール」の力を借りて、多様なコンテンツを持った遊び空間を子供たちに提供している。
- 子供たちに質の高い教育を提供できている。

### 2 代替え園庭の利用について

千代田区は幼児と児童に多様な遊び場を提供している。これは教室や部屋だけに籠もりがちな子どもにとって刺激的な空間となっている。

「くだんしたこどもひろば」を視察した。幼児から青少年が利用できる仕組みとなっている。都心の真ん中で貴重な遊び空間を用意している見識を高く評価したい。30, 40代前半の保護者が千代田区に住みたいというデータがうなずける。

子供たちが安全で安心して暮らせるまちづくりが進んでいる。



令和元年度の点検・評価事業について、検討した結果、いずれの事業も計画に即して着実に実施されており、達成度も高い水準にあると判断する。事務の管理執行も適正になされている。なかでも、九段小学校・幼稚園の整備は質の高い教育施設の整備事業として高く評価することができる。また、千代田区が力を入れて取り組んでいる子どもの遊び場の確保や私立認可保育所等の整備、園外活動支援事業などは、子どもの健やかな成長を保障する重要な事業である。以下では、今後の事業展開に期待することを述べて、意見としたい。

### 1 九段小学校・幼稚園の整備について

九段小学校・幼稚園の新校舎は、その施設の素晴らしさはもとより、質の高い教育環境が整備されており、地域の教育の拠点としての機能も発揮している。年間を通じた幼稚園と小学校との連携活動やアフタースクールの実施、ICT教育の推進なども特筆される活動である。これらは今後さらに重要度が増すものであり、優れた教育環境を生かして、質の高い教育活動が展開されることを期待する。

### 2 子どもの遊び場確保の取り組みについて

千代田区では、子どもの遊び場確保の取り組みに力を入れており、小学校の区域ごとに1ヶ所(計8ヶ所)の遊び場の設置が完了している。令和元年度には、民間の土地を一時借用して「くだんしたこどもひろば」を開設し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる環境を整備している。「くだんしたこどもひろば」は5年間の時限付であるが、ボール遊びも思い切りできる魅力的な遊び場となっている。今後も活用できる土地があれば、子どもの遊び場確保に力を注いでいただきたい。

### 3 私立認可保育所等の整備について

千代田区では「保育園の待機児童をなくす」ことを目標に掲げ、増大する保育需要に応じるため、保育の供給計画に基づく保育所整備を進め、私立認可保育所の開設にも力を入れている。ただし、これらの私立保育所には園庭のないところが多く、子どもが戸外遊びを楽しめる環境にはない。そうしたなかで、代替え園庭の確保は必須であり、今後も代替え園庭の確保と整備に力を入れていただきたい。また、千代田区では園外活動用バスを利用した園外活動支援事業を行っているが、こうした事業は保育所整備とともに、今後さらに必要になると思われる。

令和元年度「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検及び評価」において、対象事業の執行状況の点検を行った（事業の一部については視察も実施）。いずれの事業も着実に実施され、それぞれ高いレベルで目標を達成していると評価できる。そのうえで、いくつか意見を申し上げる。

### 1 急増する保育園の質の確保

千代田区は、公教育のレベルの高さ・充実を背景に子育て世帯が増加している。高まる保育需要に応えるべく私立保育所等の整備を図っており、待機児童ゼロを達成・維持している。

今年視察したせいが保育園（新設）は、室内に体幹を鍛えることができる「ギムナジウム」を設置し、「食」「寝」「遊」に最大限配慮した質の高い保育園であった。前年視察した「二番町ちとせ保育園」も受け入れ定員が多く立派な保育園であり、区の保育園の充実ぶりは保護者にとって大変心強い。

一方、このように保育園や子供の受入数が急増する際に留意していただきたいのは、保育園の質の確保、体制整備である。各園の運営が円滑に行われているか、保育のレベルが適切なものになっているか、区としてもよく確認し、必要に応じた措置を講じてほしい。近年、自然災害が多発しており、緊急時の十分な対応も必須のものとしてお願いしたい。

園の運営に問題があった場合、しわ寄せは子供たちに及ぶ。保育現場の様子を確認しつつ、質の高い保育と、待機児童ゼロを維持していただきたい。

### 2 教育活動への専念に向けて

社会の変化に伴い子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化している。また、教育の情報化も進み、学校や幼稚園・保育園で対応しなくてはならないこと、施策が増えていく。しかし教師や保育士の時間は有限であり、教育活動に専念するための体制整備を進めていく必要がある。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動支援員、またスクールロイヤーといった専門職の活用・役割分担と、管理・事務業務の合理化・効率化を引き続き進めてもらいたい。

特に事務業務の効率化についてはAI化・機械化を進め、教師や保育士にしかできないことに専念・集中できるようにしていただきたい。

### 3 方針・目標と事業の構造化

本会議の目的は、千代田区共育推進計画で定めた5つの基本方針下の31の目

標について、各目標達成に資する事業の評価・点検をすることである。個別の事業点検は基本であるが、最終的には全体としてどうなったのか-めざす子供たちの姿に近づいているか、しっかりと育っているか-という視点が重要であろう。大きな目的が達成されているかを、常に意識する必要がある。

その観点からいうと、目標に沿った事業を制定し、点検するというプロセスは、細分化が過ぎると全体の成果との関係が見え難くなる可能性も生じるため、目標をもう少し大括りにする、あるいは構造化するのもよいかもしれない(目標には、基本方針間で重複するものもある)。

いずれにしても、子供たちの成長に向けた事業の点検・評価が確りできる取り組みをお願いしたい。

千代田区は、この3年間、2020年のオリンピック・パラリンピック開催をきっかけに、国際教育の推進と特色ある教育を実施し、成果を上げてきた。これをいつときのものとしてせず、レガシーとして今後も活用し、発展させてもらいたい。

視察対象となった施設に関連する点検及び評価事項について

台風通過後の交通機関の混乱により第1回会議における施設の視察には参加できなかったが、「保育園の待機児童をなくす」という目標に沿った取り組みが進められていることは資料から確認できた。近隣住民との調整や地中埋設物撤去工事、選定した民間業者の辞退など、施設整備には予測困難なことが多く伴うようであるが、保育所を必要とする子育て人口が増えていることもあり、自己点検・評価にあった上記のような今年度の課題をふまえつつ、次年度以降の本事業の着実な進展を期待したい。

## 1 千代田区立九段小学校

第2回会議では、本年度の点検・評価対象事業のうち、「国際教育の推進」「特色ある教育活動」「個に応じた指導の充実」「心の教育の推進」「ICT教育の推進」「九段小学校・幼稚園の整備」などに関連して、千代田区立九段小学校を視察した。

伝統ある学校ゆえ、歴史的な建築物とそのデザインと、最新の施設設備がうまく調和した校舎となっていた。幼稚園と小学校が必要な時には連携を取れるような設計になっており、入学後1ヶ月程度を費やして行われるスタートカリキュラムをはじめとする保幼小連携の取り組みを容易にするものと思われる。また、都と区の支援により算数の習熟度別学習やTT指導、スクールカウンセラーやスクールライフサポーターによる4～6年生及び転入生全員に対する面接実施など、個に応じた指導に関する多様な取り組みがなされていた。さらに、プログラミング教育推進校の指定を都から受け、企業と連携したプログラミング教育を校内研究を通じて進めているが、区からICTサポーターを定期的に派遣していることもそれを後押しすることになっているものと思われる。

同一校舎の中にNPOが九段小学校アフタースクールを開設していたが、下校時間の異なる児童たちが、安心して過ごせる居場所として校舎内で放課後支援を受けられることはとても望ましいことと感じられた。

## 2 くだんしたこどもひろば

第2回会議では、今年度の評価対象となっている「子どもの遊び場確保の取り組み」「代替園庭利用の公園・児童遊園の整備」に関連して、利用可能な区有地・遊休地などを活用して整備された遊び場の1つである「くだんしたこどもひろば」を視察した。同施設は、企業の社屋跡地で次の開発プロジェクトが始まるまでの限定的なものとして整備されているが、防球ネットで囲まれたボール遊び

エリアやゆうぐエリアなど4つのエリアに区分されているいろいろな遊びができるよう配慮されている。週末午後には大学生がプレーリーダーとして子どもたちの見守りをするなど、都心部に居住する子どもたちが安心して遊べる空間を提供していて、近隣の保育園児の遊び場としても利用されている。整備と維持に要する費用は多額にならざるを得ないものの、子どもの数が増加傾向にある本区の状況を鑑みれば不可欠なものであろう。安全面の配慮をしつつ、出来るだけ有効活用するための方策を検討していただきたい。

## 5 各事業についての課題及び今後の取組の方向性

### (1) 国際教育の推進

- 各校園において、国際教育の推進や持続可能な開発目標（SDGs）における取組について教育課程届に明確に記載し、取組への意識をもたせるようにする。また、各小学校・中学校から1名ずつ参加している「国際教育推進協議会」では、令和2年度から幼稚園教諭も参加し、幼稚園・こども園から高等学校までの円滑な接続を検討していく予定である。なお、国際教育推進協議会では、講師を招き、国際教育やSDGsについて学ぶ機会を確保していく。

### (2) 特色ある教育活動

- 各校園は、子どもたちにどのような資質・能力を身に付けさせたいのかを見据え、それぞれの特色や地域性を考慮し、地域人材や専門家との素敵な出会いを演出するような「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。そのためには、各校園が本事業を生かし、ストーリー性のある教育活動を展開させる必要がある。そのため、今年度からは、次年度に向けた各校園の特色ある教育活動実施計画の提出期限を大幅に早め、それぞれのヒアリングに時間をかけて行っていくこととした。また、実施内容を4種類に分類し、各校園の特色をしっかりと把握できるようにしていく。

### (3) 個に応じた指導の充実

- 特別な支援が必要な児童等の状況を把握し、適切な指導・支援につなげていくため、心理、言語等の専門家（巡回アドバイザー）を引き続き、区立学校等に派遣する。加えて、就学前における発達障害等の支援の充実を図るため、巡回アドバイザーの派遣時間数を増加させ、就学先との円滑な支援の引継ぎを行う。
- 児童等の状況に応じた指導をより充実させるため、区立学校等の状況に合わせて講師（特別支援教育）を配置するとともに、学習上・生活上の困難性を持った子どもに対する必要な支援内容等を学級担任等に報告する特別支援教育専門員を配置することで、学校（園）内の連携強化や支援の充実を図る。

### (4) 心の教育の推進

- 区内の小・中・中等教育学校に「心の教育コーディネーター」を派遣し、道徳教育及び「特別の教科道徳」の指導方法の工夫改善を図り、心の教育

の一層の充実を図る。

- また、全校で道徳授業地区公開講座を実施し、地域及び保護者等と情報交換会を設ける。
- スクールカウンセラーと担任が一層連携を深めるとともに、子どもたちが安心してカウンセラーに相談できる体制を引き続き構築していく。

#### (5) ICT教育の推進

- 各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図り、ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実践できるようにする。また、来年度より小学校で新学習指導要領が全面実施となり、プログラミング教育が必修となるため、各校で適切に計画・実践し、論理的思考力や課題解決能力を育てていく。

#### (6) 九段小学校・幼稚園の整備関連事業

- 九段小学校・幼稚園の新校舎は、平成30年7月に竣工し、同年9月から供用を開始した。歴史ある復興小学校の伝統継承と新しい教育環境への対応を基本方針として、施設整備を行ったところである。
- 今後、計画している改築整備に当たっても、新たな教育需要を踏まえ、多様で質の高い教育活動が展開できるよう取り組んでいく。

#### (7) 子どもの遊び場確保の取組

- 庁内関係各課と連携しながら、遊休地や低未利用地の暫定活用も含め、子どもがのびのびと遊べる場所の確保に向けて継続的に取り組んでいく。
- 子どもの遊び場の整備や事業実施にあたっては、安全面に最大限配慮するとともに、敷地の特性や周囲の環境などを考慮しながら、その場所に即した活用方法をハード・ソフト両面から検討のうえ実施していく。

#### (8) 私立保育所等整備補助（私立保育所）

- 区内における保育需要に応え、待機児童ゼロをめざす。
- 子ども・子育て支援事業計画による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を進める。
- 保育所開設の用地確保が困難な中においても高まる保育需要に対応するため、区有地（旧高齢者センター跡地）を活用し保育所用地とするため、既存建物を取り壊すなど該当用地を整備する。

### (9) 園外活動支援事業

- 代替園庭の確保と整備については、引き続き公園所管課と協力して改善に取り組んでいく。また、離れた場所にある広い公園（北の丸公園・日比谷公園など）での戸外活動については、送迎バスの活用をしてなるべく多くの回数行うことができるよう支援していく。

### (10) その他

- 保育の質の確保と体制整備 従前より巡回指導を行っているが、さらに専門家による保育の仕方や危機管理に関するアドバイスを引き続き行っていく。保育現場の体制整備については、補助金を充実させることで人員の確保をしやすいよう図っていく。各施設で毎月実施している避難訓練においては引き続き、区の巡回指導員や危機管理アドバイザーなどの専門家を定期的に立ち合わせ、アドバイスを行うようにしていく。
- 保育士の負担軽減 基本的な事務処理については派遣による事務職の配置を行い、物品の購入等は子ども支援課で事務処理を負担しているだけでなく、園内業務に関する事務処理についても、ICTを活用した負担軽減の方策を導入する方向で検討している。
- 学校教員の負担軽減 各校園における勤務時間等の勤怠管理を把握し、管理職の指導のもと、適正な勤務状況となるようにする。中・中等教育学校においては部活動指導員の効果的な活用を図っていく。



## 令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する有識者会議 概要

### 1. 点検及び評価に関する有識者 名簿

氏 名	役 職
明石 要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内 志穂	株式会社三菱総合研究所参事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授

### 2. 有識者会議の開催状況

	開催年月日	開催場所
第1回	令和元年9月9日	和泉橋区民館 ※ 台風15号による公共交通機関の 運転中止に伴い、有識者の出席は 1名のみであった。
第2回	令和元年10月29日	千代田区立九段小学校

### 3. 会議での検討内容の概要

#### 第1回

- (1) 令和元年度 実施方針等の説明
- (2) 評価対象事業の説明
- (3) 質疑応答
- (4) 今後の日程
- (5) せいが保育園（私立園）の視察

#### 第2回

- (1) 九段小学校 概要説明
- (2) 九段小学校 授業視察、施設見学
- (3) 質疑応答
- (4) 今後の日程
- (5) アフタースクールの視察
- (6) くだんしたこどもひろばの視察

## 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月4日20千こ総第528号

## (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

## (点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第26条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事務事業及び委員会事務局子ども・教育部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

## (点検及び評価の内容)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

## (有識者の設置)

第5条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

- 2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。
- 3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。
- 4 有識者の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による有識者の任期は前任者の残任期間とする。

- 5 委員会の求めに応じて会議等に出席した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

(点検及び評価の実施)

第6条 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

- 2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。
- 3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日22千子子総発第26号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日23千子子総発第158号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26千子子総発第177号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(給料の支給方法等)</p> <p>第4条 条例第8条第2項に規定する給料の支給日は、15日とする。ただし、<u>15日</u>が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日という。以下この項において同じ。）にあたるときは、<u>15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が2あるときは、15日より後の日）</u>とする。</p> <p>2～3 （現行に同じ）</p> <p>第11条 1～2 （現行に同じ）</p>	<p>(給料の支給方法等)</p> <p>第4条 条例第8条第2項に規定する給料の支給日は、15日とする。ただし、<u>その日</u>が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日という。以下この条において同じ。）にあたるときは、<u>その日</u>の<u>その日</u>に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第11条 1～2 （略）</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときは、条例第19条に規定する給与の減額を行う。</u></p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 改正趣旨

#### (1) 給与の支給日について

令和2年4月1日から導入が予定されている会計年度任用職員については様々な勤務体系が予想されている。その結果給与支給事務が煩雑になり、給与支給が滞ることのないようにする必要がある。

また、週休日等における給料日が一律前倒しの場合、給料日が著しく早くなる場合があるが、給与を当月払いする観点から、給料日が著しく早くなることは望ましくないため、前後の最も近い週休日等ではない日に見直す。

#### (2) 臨時的任用教員の病気休暇取得時の給与減額について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに、給与の減額を行う旨の本項の規定を削除する。

### 2 改正概要

項目・条文	改正内容	施行年月日
第4条第1項	15日が週休日等であった場合、15日に最も近い週休日等でない日を給料日とする。 ただし、当該15日に最も近い週休日等でない日が2ある場合は、15日より後で週休日等でない直近の日を給料日とする。	令和2年4月1日
第11条第3項	臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに、給与の減額を行う旨の本項の規定を削除する。	令和2年4月1日

### 3 施行期日

令和2年4月1日

給料日 (イメージ図)

参考

○15日が平日

	12	13	14	15	16	17	18
	火	水	木	金	土	日	月
現行				給料日			
見直し後				給料日			

○15日が土曜日

	12	13	14	15	16	17	18
	水	木	金	土	日	月	火
現行			給料日				
見直し後			給料日				

○15日が日曜日

	12	13	14	15	16	17	18
	木	金	土	日	月	火	水
現行		給料日					
見直し後					給料日		

○15日が祝日 (金曜)

	12	13	14	15	16	17	18
	火	水	木	金・祝	土	日	月
現行			給料日				
見直し後			給料日				

○15日が祝日 (日曜)

	12	13	14	15	16	17	18
	木	金	土	日・祝	月・休	火	水
現行		給料日					
見直し後						給料日	

○15日が祝日 (月曜)

	12	13	14	15	16	17	18
	金	土	日	月・祝	火	水	木
現行	給料日						
見直し後					給料日		

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の102.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の122.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の50</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の60</u>）</p> <p>2～3 （現行に同じ）</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の110</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>）</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

### 1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例改正に合わせ、支給月数の改正を行う。

### 2 改正概要

#### <再任用職員以外の職員>

●一般職員	現行(本年度適用)				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.95	1.10	-	2.05	1.025	1.025	-	2.05
(参考)期末手当	1.15	1.20	0.25	2.60	1.15	1.20	0.25	2.60
計	2.10	2.30	0.25	4.65	2.175	2.225	0.25	4.65

●管理職員	現行(本年度適用)				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	1.15	1.30	-	2.45	1.225	1.225	-	2.45
(参考)期末手当	0.95	1.00	0.25	2.20	0.95	1.00	0.25	2.20
計	2.10	2.30	0.25	4.65	2.175	2.225	0.25	4.65

#### <再任用職員>

●一般職員	現行(本年度適用)				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.45	0.55	-	1.00	0.50	0.50	-	1.00
(参考)期末手当	0.65	0.70	0.10	1.45	0.65	0.70	0.10	1.45
計	1.10	1.25	0.10	2.45	1.15	1.20	0.10	2.45

●管理職員	現行(本年度適用)				改正後			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	0.55	0.65	-	1.20	0.60	0.60	-	1.20
(参考)期末手当	0.55	0.60	0.10	1.25	0.55	0.60	0.10	1.25
計	1.10	1.25	0.10	2.45	1.15	1.20	0.10	2.45

### 3 施行期日

令和2年4月1日



千代田区指定文化財の指定について

令和元年度千代田区指定文化財として下記1件を指定する。

記

1 千代田区指定有形文化財（古文書）

今川小路共同建築関係文書 33点

31千文保審収第1号  
令和2年2月5日

千代田区教育委員会  
教育長 坂田 融 朗 殿

千代田区文化財保護審議会  
会 長 谷 口



千代田区指定文化財の指定について (答申)

令和元年6月7日付、31千地文振発第71号で諮問のあった件について、当審議会でも審議した結果、下記の物件について、千代田区指定文化財として指定することが適切であるとの結論に達したので、答申いたします。

記

1 新たに文化財指定をするもの

千代田区指定有形文化財 (古文書)

今川小路共同建築関係文書 33点



## 令和元年度千代田区新指定答申文化財



### 1 新指定答申文化財の概要

- 【種 別】 有形文化財（古文書）  
【名 称】 今川小路共同建築関係文書  
【員 数】 33 点  
【年 代】 大正 13 年（1924）頃～昭和 3 年（1928）  
【所 在 地】 千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園 1 番 4 号）  
【所 有 者】 千代田区教育委員会（千代田区九段南一丁目 2 番 1 号）  
【管 理 者】 千代田区教育委員会（管理担当：文化振興課文化財係）  
【概 要】

本文書群は、昭和初期に建設された今川小路共同建築を事例とした関東大震災後の復興事業に関わるもので、文書や建築図面などから構成されている。震災復興に関する市民側が所有する文書群として、かつ共同建築に関する文書群として極めて稀少性が高いものである。

### ※今川小路共同建築について

千代田区神田神保町三丁目にあった建物の名称。大正 12 年（1923）の関東大震災後の復興の中で建築された店舗兼住宅である。狭小敷地における耐火建築を可能とし、鉄筋コンクリート造の導入など、当時の最先端技術を集約して作られた耐震耐火構造建築の初期の事例にあたり、東京における最初期の事例となる。平成 24 年（2012）2 月に解体された。

（右写真：平成 23 年撮影）



## 2 指定について

(1) 指定基準 「東京都千代田区指定文化財指定基準」のうち、以下の(1)(4)に相当する。

### 第1 千代田区指定有形文化財

古文書

古文書のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 古文書類のうち歴史上若しくは学術上又は区の文化史上重要なもの

(2) 日記・記録類（絵画又は系図類を含む）のうち、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上又は学術上重要なもの

(3) 木簡等のうち記録性が高く、学術的に価値の高いもの

(4) 区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

(2) 指定理由

#### ① 震災復興事業に関する市民所有の資料として区内の歴史を示す資料的価値

関東大震災により甚大な被害を受けた千代田区内では、迅速な復興が求められていた。そうした歴史的背景の中で、今川小路共同建築を事例として、区内における復興の手段やプロセスなど一連の歴史的経過を示す市民側が保有する文書群として、稀少的かつ資料的価値が高い。

平成29年に指定された「旧神田区復興小学校建築関係文書」とあわせて、千代田区に関わる震災復興関係資料の一つとして指定するにふさわしいものである。

#### ② 共同建築に係る東京の都市形成の実態を示す資料としての稀少的価値

近年多発する災害により復興史への注目が集まるなか、まもなく約100年を迎える関東大震災に関する復興史も都市研究の重要なテーマである。

その一事例となる共同建築は、震災当時最新の建築技術を導入したものであり、国が推進した都市復興の政策を示すという点で注目すべきものである。

これまでまとまった共同建築関連資料が発見されていないなかで、初期の共同建築に関する一連の情報を残す本資料は貴重である。とくに本資料群に含まれる図面関係資料については、劣化が進みやすい青焼き資料であるため、優先的に保存を図らなくてはならない。

また復興建築71例のうち67例が都内にあったことから、他の資料が戦災ですでに焼失した可能性を考慮するならば、極めて稀少的価値が高い資料群としても評価できる。

令和2年 第1回定例会日程(案)

教育委員会資料  
令和2年2月25日  
子ども総務課

R2.2.19

日 期	午 前	午 後
2月 13日 (木)	(告示日)	1:30 議運
2月 14日 (金)		
2月 15日 (土)		
2月 16日 (日)		
2月 17日 (月)		
2月 18日 (火)		
2月 19日 (水)		1:30 議運
2月 20日 (木)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
2月 21日 (金)		1:30 議運
2月 22日 (土)		
2月 23日 (日)		
2月 24日 (月)		
2月 25日 (火)		
2月 26日 (水)		
2月 27日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
2月 28日 (金)	11:30 議運	1:00 継続会
2月 29日 (土)		
3月 1日 (日)		
3月 2日 (月)	10:30 常任(企画・地文・福祉)	
3月 3日 (火)	10:30 予算	
3月 4日 (水)	10:30 予算(分科会)	
3月 5日 (木)	10:30 予算(分科会)	
3月 6日 (金)		1:30 文化財 3:00 景観まち
3月 7日 (土)		
3月 8日 (日)		
3月 9日 (月)	10:30 オリパラ	1:30 災害
3月 10日 (火)		1:30 議運
3月 11日 (水)	10:30 予算(総括)	
3月 12日 (木)	10:30 予算(総括)	
3月 13日 (金)		
3月 14日 (土)		
3月 15日 (日)		
3月 16日 (月)	10:30 常任(企画・地文・福祉)	
3月 17日 (火)		1:30 議運
3月 18日 (水)		
3月 19日 (木)		2:00 議運 終了後継続会
3月 20日 (金)		
3月 21日 (土)		
3月 22日 (日)		
3月 23日 (月)		
3月 24日 (火)		
3月 25日 (水)		(1:30 議運)

令和2年第一回  
千代田区議会定例会区長招集挨拶

令和2年第一回

千代田区議会定例会区長招集挨拶

目次

はじめに	1
I 「令和2年度予算(案)」について	5
●令和2年度予算(案)の概況 ⑤	
●今後10年間の財政見通し ⑥	
●「令和2年度予算(案)」の重点的な取組み ⑫	
○子どもに関する取組み ⑫	
○保健福祉に関する取組み ⑬	
○災害対策に関する取組み ⑳	
II 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けて	25
III 「旧九段坂病院跡地の取得交渉」について	28
IV 議案	31

\*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和2年第一回区議会定例会の開会にあたり、私の区政運営における所信を申し上げます。

はじめに

まず、「新型コロナウイルス」による感染が日々深刻化し、国内、都内での患者・感染者数の増加が確認され、区民の皆さんをはじめ多くの方々に不安を与えております。

1月31日、世界保健機構（WHO）が緊急事態宣言を行い、国や各自治体は新型コロナウイルスの感染拡大の阻止に向けた対応に追われております。

その後、国内の感染拡大を踏まえ、去る16日に開催された、政府の専門家会議では「国内発生早期」の状況であり、今後も国内各地で患者が発生することを前提とした対策に舵が切られるものと認識しております。

- 1 -

訪日観光客が多数訪れる本区では、平成15年（2003年）に発生したSARS<sup>サーズ</sup>と同様に、保健所の万全な体制を整備するとともに、正確な情報収集と情報提供により区民の皆さんの不安解消に努めているところでございます。現在は、新型コロナウイルスの相談専用窓口を設置し、医療機関やホテルなどからの問い合わせにも応じております。

また、東京都と合同で「帰国者・接触者電話相談センター」を設置し、感染が疑われる方の専門医療機関への受診調整を行うなど、相談・医療体制を強化し、感染拡大防止に向けて徹底して努めてまいり所存でございます。

さて、最近「共生社会」という言葉が、国を含めて各方面で語られることが多くなりました。この言葉は、この夏開催される「パラリンピック競技大会」のレガシーとして創出されていくべきものと感

- 2 -

じております。

千代田区ではかねてより、あらゆる施策を貫く基本的な理念として、共に生きる、「共生」という考え方を施策に取り入れております。これは、人間社会において、民族、文化などの違いを乗り越え、認め合い、尊重し合う精神であり、他者を思いやり、気遣い、生きていくことにほかなりません。

- 3 -

「子育て支援」を例に挙げますと、多様なライフスタイルを選択することができる現代社会において、子どもを産み育てたいとの希望を叶えるためには、行政として保育所や学童クラブを整備していくことが重要であり、大人も子どもも共に生き、成長していくことにつながると考えます。

そのことがひいては女性の社会進出を後押しし、「男女共同参画」にも寄与するものと確信しております。

ます。

千代田区の地域特性を示す共生の例では、区内大学との連携協力があります。区内に所在する大学と区との相互連携により、千代田区の施策に関わる調査・研究や災害時の帰宅困難者の一時受け入れ場所の提供、学生ボランティアの派遣などの協定を結んでおります。まさに、区内の学生と地域の皆さんとを結び、共生社会の実現に大きな力を発揮するものと考えております。

- 4 -

この施策が実を結び、地域の皆さんと学生やボランティア団体などとの交流が広がることで、地域コミュニティの醸成に役立つものと期待しております。

このようなこれまで推進してきました共生につながるさまざまな施策の芽が、しっかりと実を結ぶ



ように、長期的視点に立ち、継続的かつ安定的に区民サービスを提供していくとの想いで、令和2年度予算を編成いたしました。

#### I 令和2年度予算(案)について

それでは、「令和2年度予算(案)」について申し上げます。

#### ●令和2年度予算(案)の概況

令和2年度予算(案)は、「ちよだみらいプロジェクト・千代田区第3次基本計画2015」がめざす、「豊かな地域社会」の実現に向け、積極的な施策展開を図ることを基本としています。

編成にあたっては、事業の目的や効果、必要性を

- 5 -

検証し、事業を継続する場合は、より効果的で効率的な事業展開を図ることや中長期的な視点をもつて複数年度を見据えた積算を行うことに取り組みました。

その結果、「子ども・障害者・高齢者への支援」や「災害対策」など区民生活を支える各分野の拡充に加え、(仮称)外神田一丁目公共施設の整備や(仮称)区立麹町仮住宅の整備など投資的な経費が見込まれることから、一般会計予算は646億円、3つの特別会計を合わせた全会計合計では765億円となり、いずれも過去最大の積極的な予算となっております。

- 6 -

#### ●今後10年間の財政見通し

今回の予算編成時においては、今後10年間の財政見通しを作成いたしました。令和2年度予算は、

その初年度と位置付けられます。

その財政見通しについて概要を申し上げますと、歳入面では、国による地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直しなどの税制改正が矢継ぎ早に行われ、今後も更なる税制改正が懸念されております。

また、社会経済状況においては、雇用や所得環境の改善が続く中、穏やかな景気回復が期待されておりますが、海外経済の動向や金融資本市場の変動、消費税率引上げ後や東京<sup>2020</sup>オリンピック・パラリンピック競技大会後の需要動向など、さまざまな不確定要素を抱えております。

一方、より一層の災害対策のほか、人口構造の変化に適応したさまざまな行政サービスの充実も求められております。

そのほか、大規模な都市基盤整備事業等の中長期

- 7 -

的な課題にも計画的かつ確実に対応していく必要があります。

本区では、これまでも予算編成時に定期に5年間の財政見通しを作成してきましたが、令和2年度予算(案)の編成時に、改めて税制改正の影響や社会経済状況等を踏まえ、今後10年間の財政見通しを作成いたしました。

このことを通じて、令和2年度予算(案)を起点とした、今後10年間の財政状況を整理することができた一方、今後10年間の財政見通しから令和2年度の予算の位置づけを再確認することもできました。

また、財政の見通しでは、「今後10年間で子育てや高齢者施策、施設整備等に基金から591億円を活用し、令和11年度末に基金残高が518億円となる」と試算しており、施設整備等に基金を活用するものの、一定の残高を確保することができる見込みでこ

- 8 -

ございます。

振り返りますと、平成12年度決算では、人件費や扶助費など縮減が困難な経常経費に、区民税などを中心とする経常一般財源がどの程度使われているのかを示す経常収支比率が88.5%、また、歳出総額に占める人件費の割合を示す、人件費比率が34.7%となっており、財政の硬直化が進んでおりました。

このため、「行財政改革に関する基本条例」を制定し、経常収支比率85%程度、人件費比率25%程度の財政指標を定め、全庁を挙げ、「行財政効率化」を推進してまいりました。

「財源確保策」としては、道路占用料の改定、開発協力金や交通環境改善寄附金の収入などの歳入確保に取り組みました。なかでも、道路占用料は平成17年度までは23区平均の単価で積算されてきたため、年14億円程度の収入しかありませんでし

- 9 -

たが、関係機関と粘り強く交渉を進め、区独自算定という条件を勝ち取りました。その結果、23区平均単価で積算するのに比べ、平成18年度から30年度までの13年間で、約150億円の増収となっております。

また、「歳出削減策」としては、内部努力や事務事業の見直しなどの取り組みに加え、まちづくりに伴う地域環境整備にも取り組みました。特に、地域環境整備は、本来であれば本区が負担すべき道路改修や電線類地中化などを開発事業者が担うことで、区の負担が軽減されています。仮に、区がそれらの整備を行った場合、平成20年度から令和元年度の12年間で約60億円もの歳出があったと試算されており、これが大幅に抑えられたものと考えられます。

さらに、すべての施策を安定的に運用するために、

- 10 -

人件費の抑制とともに、区長をはじめとする特別職の給与の一部減額、公共施設の計画的な更新、基金の積み立てなどにより、区民サービスの提供に将来も不安のない現状をお示しするよう努めてまいりました。

このような取り組みを積み重ね、平成30年度決算における経常収支比率は73.7%、人件費比率は19.3%と大きく改善されております。

また、「将来世代に負担を残さない」という強い信念のもと、借金である区債の発行を21年連続で行わず、基金を含めた財源を有効に活用する財政運営を行ってきた結果、令和4年度に償還完了する予定となっております。

このことは、みらいプロジェクト(基本計画)に掲げたさまざまな施策に取り組む過程において、区民サービスの受け手である区民の皆さんにご協力

- 11 -

いただいた結果であり、区民と行政とが共に築いてきた成果であると言えます。

しかし、今後も、国の税制改正や社会経済状況の急激な変化、大規模災害など、予測困難な課題が発生することも想定されます。仮に、どのような状況に直面すると思わしきとしても、区民に安定した行政サービスを継続して提供できるよう、「歳入確保」や「歳出削減」、「基金の活用」などを行いながら、強固な財政運営に努めてまいります。

●令和2年度予算(案)の重点的な取り組み

それでは、令和2年度予算(案)の具体策について申し上げます。

○子どもに関する取組み

はじめに、「子どもに関する取組み」について申

- 12 -

し上げます。

まず、「保育園・学童クラブ待機児童対策」についてでございます。

就学前人口や共働き世帯が増加する中、区では、賃貸物件を活用した「私立認可保育所等の誘致」や区有地を活用した保育所整備を推進してまいりました。また、保育所等の運営にあたっては、保育施設で働く保育士や事業者のニーズを丁寧に聞き取り、区独自の人材確保や定着に向けた支援などにも積極的に取り組んでまいりました。

この結果、私が区長に就任した以降の19か年度において、計14か年度で年度当初の「保育園待機児ゼロ」を実現しております。

令和2年度も、高まる保育需要に対応するため、認可保育所3か所の令和3年4月開設に向けた準備

- 13 -

を引き続き進めてまいります。また、「旧高齢者センター跡地」を活用した保育所の令和4年開設に向けて、既存建物を取り壊すなど該当地の整備を進めてまいります。

加えて、さまざまな保育ニーズにも、きめ細やかに対応できるよう、配慮を要する乳幼児の保育を行う場合の「障害児等対応加算」を新設するなど、保育の質の向上を図ってまいります。

また、学童クラブにつきましては、(仮称)外神田一丁目公共施設内及び麴町地区の賃貸物件を活用した私立学童クラブの誘致によりまして、令和3年4月に新規2か所を開設する予定です。

これらの取り組みによりまして、「保育園・学童クラブの待機児童ゼロ」をめざしてまいります。

次に、「病児保育室事業」について申し上げます。病気の回復期にあり、保育園等での集団生活が困

- 14 -

難な児童を一時的に預かる「病後児保育事業」につきましては、私立園1園及び公立園3園の計4園で実施し、保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えてまいりました。

今後も、施設改修を契機として順次他の公立園にも拡大することを予定しております。

しかしながら、病気の急性期において、児童を受け入れることができる病児保育施設がなく、施設を望む声が寄せられておりました。

病児保育施設の設置には、医師及び看護師の確保、預かった児童の病状が急変した際の対応など、さまざまな課題がありますが、区内の医療機関と連携することで、新たに病児保育施設を整備できるように準備を進めております。

ご協力いただける医療機関との協議をさらに進め、できる限り早期に「病児保育室事業」を立ち上げてまいります。

- 15 -

次に、「今後の本区の共育推進に関する基本的な方向性」について申し上げます。

私は、これまで、次世代育成支援は、0歳から18歳まで一貫した体制で行うべきであるという考えのもと、『子ども部』をつくり、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

現行の「千代田区共育推進計画」も平成28年3月に策定した「千代田区共育大綱」で示した方針に基づき、次世代育成支援施策及び教育振興施策を推進するため、平成29年3月に策定されたものでございます。

現在、改定の作業を進めている「千代田区共育推進計画」において、児童の権利擁護に関する取り組みを含め、今後の次世代育成支援施策及び教育振興施策を明らかにしてまいります。

さらに、保育園や学童クラブといった子育て支援方策の供給計画だけではなく、児童の増加に伴い施

- 16 -

設の改修・整備が必要になる小学校、中学校などの教育施設整備の今後の方向性につきまして、お示ししていきたいと考えております。

#### ○保健福祉に関する取組み

次に、安全で安心して暮らせる千代田区を実現するため、非常に重要な分野である「保健福祉に関する取組み」について申し上げます。

先ほど申し上げましたが、現在、世界中が「新型コロナウイルス」による感染症拡大への対応に追われておるところでございます。

感染症対応の充実に加え、「病気は予防が重要である」との考えから本区は、国や他の自治体に先駆け、医師会の協力のもと予防接種事業を充実してまいりました。令和2年度は「ロタウイルスワクチン」の接種を新たに追加することとしております。

また、病気を早期に発見し、治療につなげるために各種のがん検診も含め、健診事業にも重点的に取り組んでおりますが、新たに「難聴」を早期に発見するため、医師の判断のもと区民健診で聴力検査を実施することといたします。聴力検査の実施は、新年度から助成限度額を5万円に引き上げる予定の「補聴器購入費助成事業」と組み合わせることで、高齢者の認知症予防にも資すると考えております。

人生100年時代、健康で生き生き暮らし続けることはすべての方の望みでございます。

そのためには、若い時から健康に関心を持ち、加齢によるさまざまな衰えに気づき対応することが肝要です。

そこで、新年度は健康に無関心と思われる方にも健康づくりに取り組んでいただくため、ICTを活用した「健康ポイント制度」の構築に向けてモデル

事業の実施に取り組みます。

また、高齢者については心身の活力が低下する「フレイル対策」として、これまで実施している講座の増設とともに、問診形式の「こころとからだのすこやかチェック」に加え、「かがやきプラザ」を会場に体力測定や栄養指導、口腔機能・嗅覚・記憶力のチェックを実施し、客観的にフレイル状態を把握する事業を新たに行う予定です。

障害があっても高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる千代田区の実現は、福祉分野共通の目標です。

「障害者に関する取組み」では、地域特性や障害者ご本人の重度化や高齢化、「親亡き後」も見据えながら、地域資源との連携も踏まえ、必要な地域生活支援拠点の面的整備を進めるとともに「旧千代田保健所敷地」に高齢者施設との複合施設として、「知

的障害者グループホーム」等の施設を整備してまいります。

「高齢者に関する取組み」としては、住み慣れた地域で、出来る限り在宅生活を続けたいという高齢者の方の要望にお応えするため、介護保険を補完し、介護保険だけでは不十分な福祉サービス、さまざまな生活支援サービスの提供に努めております。

特に、「あんしんセンター・相談センター」には、介護保険制度の基準に倍する人員を配置し、区との連携を密にした相談体制を整備しており、令和2年度においてもその充実に引き続き取り組み、8050問題などへの不安解消にも努めてまいります。

また、計画的な施設整備にも取り組んでおり、区内で最大規模となる108名定員の特別養護老人ホーム、18名定員の認知症高齢者グループホーム等が



令和3年4月、二番町の国有地を活用し開設されま  
す。この（仮称）二番町高齢者施設の開設に向けて  
は、施設整備費の助成のみならず、介護人材不足が  
懸念される昨今の状況を踏まえ、人材確保や研修の  
ほか、開設に向けた準備等ソフト面でも十分な支援  
を行うこととしております。

もとより、既存の高齢者施設に対してもこれまで  
以上に人材確保や施設運営に関する支援を充実し  
てまいります。

このような介護施設基盤整備を進めることで令  
和3年度当初には、現在、特別養護老人ホームに入  
所を希望されている「要介護4」以上の方の大半が  
区内いずれかの特別養護老人ホームに入所できる  
見込みであります。

次に、区民の健康を支える「国民健康保険」につ  
いて申し上げます。

- 21 -

国民健康保険は、財政基盤の安定化を図るため、  
平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体と  
なる大きな制度変更があり、本区では、これを契機  
に「23区統一保険料方式」ではなく、区民生活へ  
の影響を抑制するため、独自保険料の算定を行って  
おります。

令和2年度の保険料についても保険財政運営の  
適正化を勘案しつつ、千代田区独自の法定外繰入な  
どの工夫を重ね、令和元年度と同様の均等割額と保  
険料率とすることで、約9割の方の保険料は前年と  
変わらない見込みとなりました。

#### ○災害対策に関する取組み

次に、区民の生命・財産を守り抜くための「災害  
対策に関する取組み」について申し上げます。

昨年、日本に接近・上陸した台風は、各地に記録

- 22 -

的な大雨や暴風をもたらし、河川の氾濫、家屋の浸水被害、ライフラインの寸断など大きな爪痕を残しました。予期せぬ災害に対し区民が命を守るためには、避難情報などを確実に収集し、早め早めの行動をとっていただくことが重要であります。

そのため、避難に時間のかかる避難行動要支援者に「防災ラジオ」を配付するとともに、その見守り活動を行っている民生委員・児童委員に「戸別受信機」を配付することで災害時における情報伝達手段を多様化し、迅速な避難行動がとれるようにいたします。

加えて、近年、スマートフォンが普及し、情報収集や連絡手段として利用する方が多くなっております。一方で、昨年発生した災害においても、スマートフォンバッテリーが切れることで通信手段が途絶え、不安にかられる被災者の様子が各種メディアで大きく報じられました。そこで、災害時にお

- 23 -

ける電源確保として、スマートフォン等の充電に使用するため、避難所に「ポータブル蓄電池」を配備し、区民の不安解消につなげてまいります。

毎年のように日本各地を襲い、猛威を振るう自然災害に対して、いたずらに恐れることはありません。過去の災害を教訓として、「正しく知る、正しく備える」ことが重要であります。「自助」、「共助」、「公助」の基本理念に基づき、地道に、着実に取り組みを進めることで、更なる防災力の向上を図ってまいります。

- 24 -

から区に対し、取得要望の有無の確認がなされまし  
た。

区としては同年5月、「前向きに検討する」旨の  
回答をいたしました。KKR内部での調整に時間  
を要しておりました。そうした中、昨年末にKKR  
から「正式に交渉を進めたい」との申し入れがあり、  
今般区としてもその交渉に応じることとしたもの  
です。

- 29 -

本区の新たな公共用地として取得交渉に応じる  
理由としては、大きく二点ほどあげられます。

一点目は、本区は、子育て世帯や高齢者など、行  
政サービスを必要としている世代の人口が増加し、  
今後さらに増加が見込まれる中、新たな行政ニ  
ーズの高まりが喫緊の課題となっている点。

二点目は、当該地は、都心では得難い約3千500㎡

という、まとまった面積を有し、さまざまな可能性  
を持った土地である点。

三点目は、当該地は、区役所の至近に位置しかつ  
本区を象徴する緑豊かな千鳥ヶ淵に接しており、こ  
の土地を取得することは、千代田区民全体の福祉の  
向上につながる貴重な財産になりうる点などから  
であります。

以上のような理由から、当該地を先行的に取得さ  
せていただきたいと考えております。

なお、取得が成った後は、具体的な用途について、  
さまざまな議論が必要であると認識しております  
ので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

- 30 -

#### IV 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案について  
でございます。

まず、予算案件といたしまして、

●令和元年度千代田区一般会計補正予算第3号の、  
1件、

●令和2年度千代田区各会計予算が4件で、計5件  
であります。

- 31 -

次に、条例関係でありますが、

先の区議会定例会において、過去の選挙で私が支援する候補者への「為書き」を、区役所で職員に作成させた件について、公私混同とのご指摘をいただきました。改めて、この事案について、区民及び議会の皆様に深謝申し上げます。

区長として責任をとり、自らを律するため、私の給料10%を1か月減額いたします。そのために、「区長の給与の特例に関する条例」の制定について、ご提案いたしましたので、何とぞ、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この件を含めまして、今回の条例関係の議案は、

●新たに条例を制定するもの、1件、

●条例の全部を改正するもの、1件、

●条例の一部を改正するもの、10件の、計12件  
あります。

- 32 -

次に、契約関係でありますが、

●(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約に関するもの、4件であります。

また、

●財産の取得、1件、

●東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更、

1件、

● 指定管理者の指定、1件。

このほか、報告関係として、

● 契約変更の専決処分、1件で、

● 今回の付議案件は、合わせて25件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第一回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

# 発言通告書（総括表）

教育委員会資料  
令和2年2月25日  
子ども総務課

令和2年第1回定例会 代表

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	内田議員 (自民)	<p>1. 令和2年度予算編成と財政運営について</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>3. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに関する取組みについて</p> <p>4. 千代田区におけるまちづくりへの取組みについて</p> <p>5. 公共用地の有効活用策について</p>	<p>・令和2年度予算の特徴について</p> <p>・今後の財政運営について</p> <p>・千代田区における危機管理体制とは</p> <p>・千代田区における経済的な影響と対策について</p> <p>・機運を更に高める千代田区の取組みについて</p> <p>・大会期間中の区民生活への影響について</p> <p>・東京における都市再生の動向について</p> <p>・地域特性を活かしたまちづくりに向けて</p> <p>・低未利用区有施設の現状と課題について</p> <p>・旧九段坂病院跡地の取得と低未利用地の有効活用について</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	木村議員 (共産)	<p>(1) 国民健康保険料について</p> <p>(2) 都市計画・まちづくりの規制緩和は何をもたらしたか。</p>	<p>■「保険者努力支援制度」を使い、国は法定外繰入をやめた区市町村には加点をし、繰り入れを続ける区市町村は減点して予算を削減するというペナルティの仕掛けを導入した。こうしたやり方は地方自治を蹂躪するものではないか。見解を問う。</p> <p>■国保加入者は低所得世帯が多い。国保条例を改正し、区独自に子どもの均等割の免除を求める。</p> <p>■規制緩和は東京一極集中をすすめ災害リスクを高め、環境にも甚大な影響をもたらしている。行き過ぎた規制緩和を抑制し、住民・在勤者の安全と良好な環境を守るルールづくりが区の責務ではないか。ビル風対策の強化を求める。</p> <p>■「日本経済をけん引する」と称して、国・都・区がすすめてきた大企業への規制緩和と税制優遇は格差を拡大しただけではなかったか。</p> <p>■開発のスピード化をはかる規制緩和は地方自治を形骸化させてきた。内神田1丁目地区の都市再生事業はその事例のひとつといえる。都市計画マスタープランの見直し作業に双方向の住民参加のしくみづくりを求める。</p>	区 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

令和2年第1回定例会 代表

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	木村議員 (共産)	(3)四番町公共施設整備計画 について	<p>■四番町区営アパートは任意建替事業となる。借地借家法が適用され、明け渡し請求には正当事由を要する。いかなる正当事由があるのか。</p> <p>■任意建替事業のため住民に明渡し義務を課することはできない。居住者の合意がないまま、使用許可を取消すことはできないのではないか。</p> <p>■区営住宅の居住者等が通院等の理由から別の仮住宅を選択した場合、希望に対応できるだけの公的住宅を確保すべき。</p>	区 長 関係 理事者
3	米田議員 (公明)	<p>新型コロナウイルス対策について</p> <p>キャッシュレス決済について</p> <p>ICT教育について</p>	<p>新たな段階に入ったコロナウイルスに関し、区民の生命と健康を守るために、全庁あげて万全の対策を図るべきと考える。そこで今後、どのような対策を行うのか、区の基本的な考え方を伺う。</p> <p>①政府は医療機関の新たな受診の基準の発表により、相談が増加すると思われる。そこで現在の相談体制を更に強化すること。また感染症予防対策についての正しい知識を周知することが重要と考える。ご所見は。</p> <p>②高齢者の感染が多いことを踏まえ、区内の介護施設をはじめ高齢者関連施設における対策について。</p> <p>③区の実行イベントについて。</p> <p>④団体旅行の減少や、サプライチェーンの寸断により中小零細企業の経営に影響が出てきている。国や都の支援策の活用法等を伝える相談窓口を設置するべきと考える。また区独自の支援策も行うべきと考える。ご所見は。</p> <p>⑤テレワークや時差出勤について。</p> <p>令和元年5月にデジタル手続法が成立した。今後は行政機関でもキャッシュレス対応が多く求められると考える。そこで本区も税や手数料等の納付のキャッシュレス化に取り組むべきと考える。ご所見は。</p> <p>本区もICT教育に力を入れ取り組んでいる。国でも一人一台のパソコンやタブレット端末を使える環境の整備を進めるための経済対策を決定した。そこで本区もこの整備費を活用し全児童に一人一台の配備を進めるべきと考える。ご所見は。</p>	区 長 教 育 長 関係 理事者

# 発言通告書（総括表）

令和2年第1回定例会 一般

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	永田議員 (自民)	区民の健康と健康診断の有効性について	健康診断は病気の早期発見・早期治療に有効である。しかし、検診項目には医学的根拠が乏しいものがあり、特に胸部 X 線検査は結核、肺がんに対する有効性の根拠がなく、基準値の設定は誰にも当てはまる訳ではない。個人が正しい知識を得て自らの健康を守らなければならないのが現状で、区民の健康促進と健康診断に対する方針を問う。	区 長 関係理事者
2	大串議員 (公明)	1. 1.5℃への挑戦 Zero Emission Chiyoda を目指して！  2. 適応指導教室「白鳥教室」のあり方について	千代田区地球温暖化対策条例について 1) 京都議定書を受けて、また子どもたちの「美しい地球を残し」たいとの思いに応え、2007年区は「千代田区地球温暖化対策条例」を制定した。目標年は2020年とし具体的な数値目標を設定した。今後は2015年のパリ協定に基づき改めて次の10年また2050年を目指し目標を設定していくことになる。そこで、区長に温暖化対策について目標設定も含めた今後の方向性を問う。 2) 条例で定めた二酸化炭素1990年比25%削減という目標はどこまで達成できるのか。現在次期に向けて検証作業中とのことだが、検証から2030年、2050年に向けて削減には何が必要と考えるか。 3) 温暖化対策として緩和と適応の両計画が必要である。「地球温暖化対策地域推進計画」及び区の事務事業編「地球温暖化対策第4次実行計画」（緩和）、また新たに策定される地域気候変動適応計画（適応）について、それぞれの計画の特徴は何か。  ゼロエミッション千代田について 実現への具体策について 1) 皆で行動するためには将来像を共有することが大事である。2050年CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロの千代田の将来像は。そして、ゼロエミッション千代田を宣言することを提案する。所見は。 2) 実現するためには省エネと再エネが大事である。今後、どのように取り組むのか。 3) 子ども、若者による温暖化対策会議の開催を提案する。所見は。  全ての児童生徒の教育機会を保障する「教育機会均等法」（平成28年）が成立し、改めて適応指導教室「白鳥教室」のあり方が問われている。 1) 白鳥教室の役割と機能は何か。 2) 現在、区の不登校生徒数は昨年度で70名を超えている。どのような理由で不登校となっているのか丁寧に把握し一人一人に即した支援につなげていくこと重要だが、どう行っていくのか。 3) そのためには白鳥教室の拡充が必要であり、ハード、ソフト合わせどのように整備していくのか。	区 長 教 育 長 関係理事者



# 発言通告書（総括表）

令和2年第1回定例会 一般

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	山田議員 (自民)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた区の取り組みについて	<p>○高齢者の健康施策への参加を促進するために、区としてどう取り組むのか</p> <p>○オリパラを契機として、子供たちに教育的なレガシーを残すべきと考えますが、具体策は何か</p> <p>○オリパラ開催時の感染症対策はどうなっているのか</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
4	河合議員 (自民)	<p>千代田区に於ける鳩など鳥のフン対策について</p> <p>犬などペットの放置フンの対策について</p> <p>ハチの巣駆除対策について</p>	<p>現状の対策に加えて、「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」（生活環境条例）に明記し法的拘束力を持たせてはどうか</p> <p>放置場所のマーキングと日付を本区で推奨し、黄色いチョークを配布してはどうか</p> <p>千代田区の現状はスプレー式殺虫剤の貸し出しのみだが危険を伴う為、駆除費用の補助金支給を実施してはどうか</p>	区 長 関 係 理 事 者
5	飯島議員 (共産)	<p>1) 介護をめぐる課題について</p> <p>2) 老朽化した分譲マンション建て替えに伴う仮住居確保について</p>	<p>介護保険制度が始まり20年が経過した。しかし、制度の目的である「介護の社会化」にはほど遠い。第8期介護保険事業計画策定にあたり、課題の認識と取り組みを質す。</p> <p>①在宅での介護者支援強化を</p> <p>②今後の入居施設整備計画と必要な方が入居できる要件整備を</p> <p>③第8期保険料を負担増にしないこと など</p> <p>建て替え時の仮住居の確保は、低所得の高齢者にとって物件条件、経済的負担からも困難が大きい。</p> <p>マンション建て替え円滑法は、工事中の仮住宅確保に、公共賃貸住宅などの活用で支援に努めることを地方公共団体に求めている。区の取り組みを問う。</p>	区 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

令和2年第1回定例会 一般

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
6	牛尾議員 (共産)	<p>(1) 教員の長時間労働・多忙化の解消について</p> <p>(2) 子どもの歯科矯正への補助について</p> <p>(3) 安心できる保育現場のために</p>	<p>①区立学校での教員の労働実態を区はどこまで把握しているのか。また、この間の取り組みで教員の長時間労働や多忙化の解消がどのくらい進んでいるのか現状を伺う。</p> <p>②国会で可決した、改正教職員給与特別措置法は公立学校教員の勤務時間を年単位で調整する「変形労働時間制」の導入を柱としている。「変形労働制」の教育現場への導入は教員の多忙化の解決につながらないと考えるが教育長はどのような見解なのかを伺う。</p> <p>③教員の長時間労働・多忙化の抜本的な解消に向け教員、職員の抜本的な増員を行うことをあらためて訴えるが区の見解を聞く。</p> <p>・不正咬合が子ども成長や健康に影響することが指摘されている。一方、不正咬合の治療（歯科矯正）は基本的に保険適用ではないために高額。治療が必要と言われてもできない児童に対する補助制度の創設を求める。</p> <p>・定数条例の改正により区立園の保育現場の正規職員がどのくらい増員されるのかを伺う。また、保育士だけでなく栄養士や看護師についても正規化や正規での増員を提案する。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
7	うがい議員 (自民)	飲食店・商店街など商業エリアにおけるネズミ対策や、路上看板、客引きなど、2020オリパラに向けて来街者受け入れ（おもてなし）環境への取り組み状況について	<p>2020オリパラに向けて国内外からの来街者が集まります</p> <p>・商店街や飲食店エリアにおける来街者の受け入れ（おもてなし）態勢としての課題、路上看板や客引き対策</p> <p>・商店街や飲食店エリアにおけるネズミ対策、清掃やごみ捨てマナーなどに対する取り組みについて伺う</p>	区 長 関 係 理 事 者
8	池田議員 (自民)	<p>・避難所での感染症予防について</p> <p>・まちの美化意識の向上について</p> <p>・外濠公園グラウンドの整備について</p>	<p>・避難所防災訓練では実施されていない災害時の避難所における感染症予防対策について関係団体等との連携がとれているのか</p> <p>・東京五輪の交通対策でごみの収集時間を変更することを機に、ごみの出し方の工夫やその周知など環境を見据えたごみ処理の考え方を伺う</p> <p>・新たな土壌調査を踏まえ今後の具体的な整備計画を伺う</p>	区 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

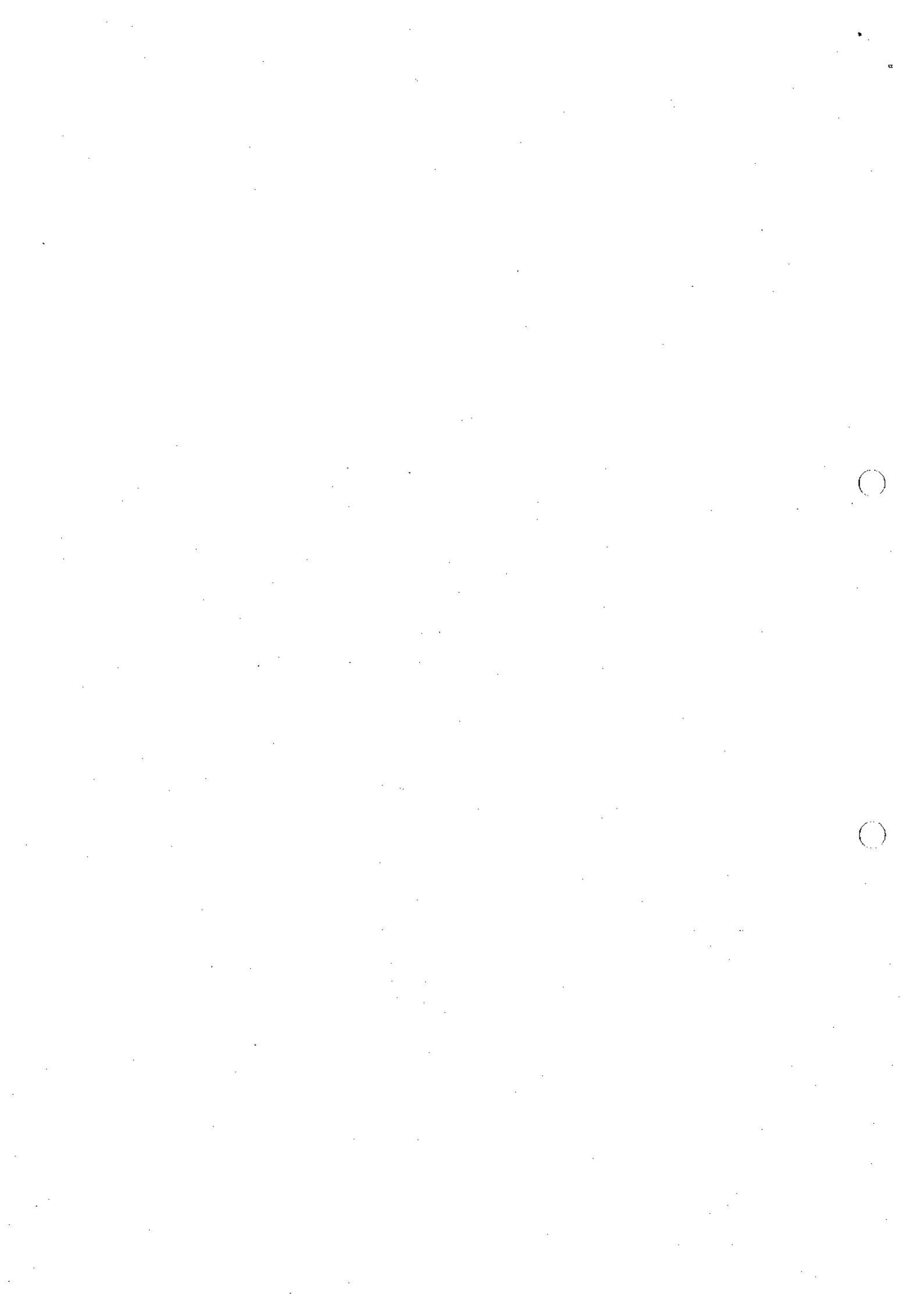
令和2年第1回定例会 一般

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
9	西岡議員 (自民)	子育て施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病児保育、病後児保育、ショートステイ事業等について</li> <li>・ 産後ケアセンターの検討</li> <li>・ 保育園での歯科検診について</li> <li>・ 施設開設時のプロセス及び情報共有のあり方について</li> </ul>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
10	岩佐議員 (立憲)	<p>1. 子どもの読書活動推進について</p> <p>2. 工事中を魅せるまちづくり</p>	<p>四番町図書館が仮施設移転に伴い一時休館し、工事期間中の仮図書館はその規模が縮小される。 子どもの読書活動推進として、工事期間中でも日常的に本に触れられる環境を整備してはどうか。</p> <p>工事現場における景観デザインへの取り組みが注目されている。常に区内で工事が行われている本区において活用してはどうか。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
11	長谷川議員 (紡ぐ会)	<p>千代田区の避難所における災害備蓄品の管理等について。</p> <p>避難所における危機管理等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震、異常気象による豪雨や台風での風水害など、各地で災害が続いている。災害に備え、各避難所に保管している災害備蓄品が地域特性にどのように反映され、備蓄品目と数量の見直しをしているか。</li> <li>・ 災害備蓄品の入れ替えの際、賞味期限や消費期限のある備蓄品と、保管期限のない備蓄品の取り扱いと、入れ替えをした備蓄品の活用のしかた。</li> <li>・ 避難所における感染症対策、性被害防止の取り組みなど、運営について。</li> </ul>	区 長 関 係 理 事 者
12	小枝議員 (声)	<p>1、(仮称)四番町公共施設整備計画に、住民・議会はどこまで巻き込まれていくのか。</p> <p>2、ワークショップ型、もしくは無作為抽出型会議等参加手法をとり入れ、打開策を講じてはどうか</p>	<p>1) 居住者の意向も確認せずなぜ工事推進できると考えたのか</p> <p>2) 平成27年二棟一括建てかえの方が優れているとした説明と現状の不一致について</p> <p>3) 新スタジオ棟建設で紛争渦中の地元テレビ局から土地を無償で借りたことと、石川区長の動向</p> <p>4) 四番町区営アパートが法定建てかえ可能期間前であることについて</p> <p>5) 建設中の仮移転住宅地下、東京メトロ永田町駅4番出口貝坂通り下の迂回路の開通見通し、および費用負担。</p>	区 長 関 係 理 事 者

## 発言通告書（総括表）

令和2年第1回定例会 一般

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
13	岩田議員 (立民)	高層建築物の功罪について 避難所運営について	千代田区の対応と立つべき立場 感染症発生時に災害が起きた場合の、現在の区の避難所運営と今後の対策について	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
14	小野議員 (都ファ)	千代田区内の AED について 歯科健診について	区内 AED 設置と万一の時の共助力向上に関わる施策について 無料歯科健診で健康をより身近にする施策について	区 長 関 係 理 事 者
15	嶋崎議員 (自民)	がん検診の充実について 麴町地域の街づくりについて	線虫を使ったがん検診など簡便で精度の高い検査方法が実用化されている。 がん対策を進め区民の健康を守るため、区民がん検診に新たな検査方法を取り入れる検討をしてはいかがか。見解を問う。  老朽化した集合住宅等の機能更新と周辺の街づくりの調和や、沿道商業地域の賑わいの低下と駐車場の適正配置など、麴町地域にも街づくりの課題は山積している。 麴町地域のまちづくりの課題、将来像について都市計画マスタープラン改定の中でどのように議論され、区としてはどう考えているのか。見解を問う。	区 長 関 係 理 事 者



## 令和2年4月保育園等二次入園審査結果（二次選考終了時点）

令和元年1月6日から2月14日までに受け付けました、令和2年4月保育園等二次入園申請に基づいて入園審査を実施しました。審査結果につきましては、以下のとおりです。

### 希望者数

令和2年度	希望者数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
一次調整継続者数	29	37	15	36	4	5	126
二次新規申込者数	8	8	5	6	6	5	38
二次選考者数合計	37	45	20	42	10	10	164

平成31年度	希望者数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
一次調整継続者数	40	71	81	24	6	8	230
二次新規申込者数	12	13	7	6	6	2	46
二次選考者数合計	52	84	88	30	12	10	276

### 保育施設の募集合計人数

	募集人数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
施設合計	35	10	18	4	66	77	210

### 二次審査内定者数

	内定者数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和2年4月	12	11	9	13	6	6	57
平成31年4月	14	15	10	7	6	1	53

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和2年1月末の報告)

教育委員会資料  
令和2年2月25日  
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年		1	1	2		2		
	2年		1	1	4		4		
	3年	2 (+1)		2 (+1)	4 (+1)		4 (+1)		
	4年	5	1	6	5		5	0 (-1)	1
	5年	6	3	9	18 (+1)		18 (+1)	1 (-1)	2
	6年	6	4	10	10 (+3)		10 (+3)		
中・中等(前期)	1年	1		1	12 (+2)		12 (+2)	2	2
	2年	1		1	15		15	1	1
	3年		1	1	15 (+2)		15 (+2)		
中等(後期)	4年				2	1	3	/	/
	5年								
	6年				4 (+1)		4 (+1)		
計	合計	32 (+1)	11	32 (+1)	91 (+10)	1	92 (+10)	4 (-2)	6

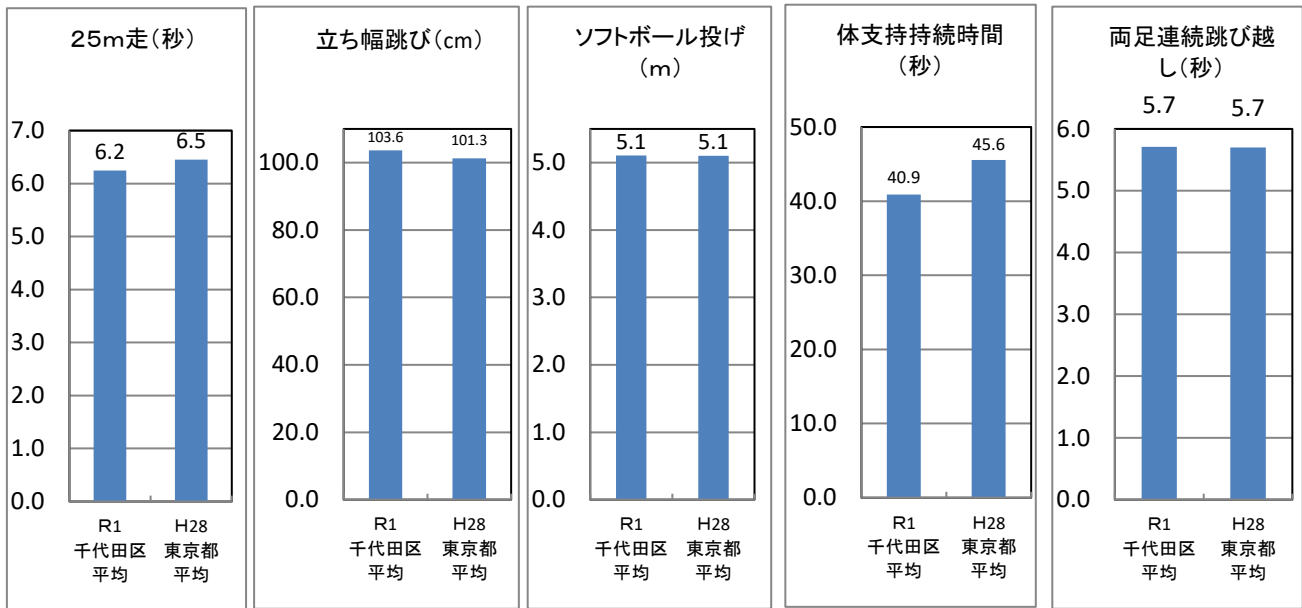
2 体力・運動能力(※年齢区分 A:5歳11か月まで B:6歳0か月から)

R1 千代田区						
年齢区分	性別	25m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ソフトボール投げ(m)	体支持持続時間(秒)	両足連続跳び越し(秒)
A	男児	6.2	103.6	5.5	36.8	5.7
	女児	6.4	94.7	3.8	33.1	5.8
	全体	6.3	99.2	4.7	35.0	5.8
B	男児	6.1	111.2	6.1	47.9	5.5
	女児	6.4	101.7	4.5	42.1	5.9
	全体	6.2	106.9	5.4	45.3	5.7
全体	男児	6.1	108.1	5.9	43.3	5.6
	女児	6.4	98.5	4.2	38.0	5.9
	全体	6.2	103.6	5.1	40.9	5.7

東京都を下回っている

H28 東京都						
年齢区分	性別	25m走(秒)	立ち幅跳び(cm)	ソフトボール投げ(m)	体支持持続時間(秒)	両足連続跳び越し(秒)
A	男児	6.6	100.0	5.4	41.8	5.9
	女児	6.6	94.6	3.9	40.4	5.9
	全体	6.6	97.3	4.6	41.1	5.9
B	男児	6.3	107.3	6.4	46.4	5.5
	女児	6.4	100.6	4.4	51.0	5.5
	全体	6.3	104.0	5.4	48.7	5.5
全体	男児	6.4	104.4	6.0	44.6	5.7
	女児	6.5	98.1	4.2	46.5	5.7
	全体	6.5	101.3	5.1	45.6	5.7





**全体について**

「体支持持続時間」「両足連続跳び越し」が東京都の平均値を下回っている。

それ以外は、東京都の平均値を上回っている。

**25m走について（主として敏捷性、瞬発力）**

全体の平均値は6.2秒であり、東京都の平均値を上回っている。

年齢区分Aの男児女児、年齢区分Bの男児は東京都の平均値を上回っている。

しかし、年齢区分Bの女児は東京都の平均値を下回っている。

**立ち幅跳びについて（主として瞬発力）**

全体の平均値は103.6cmであり、東京都の平均値を上回っている。

年齢区分AとBのいずれも、男児は東京都の平均値を上回っている。

**ソフトボール投げについて（主として瞬発力、調整力）**

全体の平均値は5.1mであり、東京都の平均値を上回っている。

年齢区分Aの男児、年齢区分Bの女児は東京都の平均値を上回っている。

しかし、年齢区分Aの女児、年齢区分Bの男児は東京都の平均値を下回っている。

**体支持持続時間について（主として筋力、持久力）**

全体の平均値は40.9秒であり、東京都の平均値を下回っている。

年齢区分Bの男児は東京都の平均値を上回っている。

しかし、年齢区分Aの男児女児、年齢区分Bの女児は東京都の平均値を下回って

令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

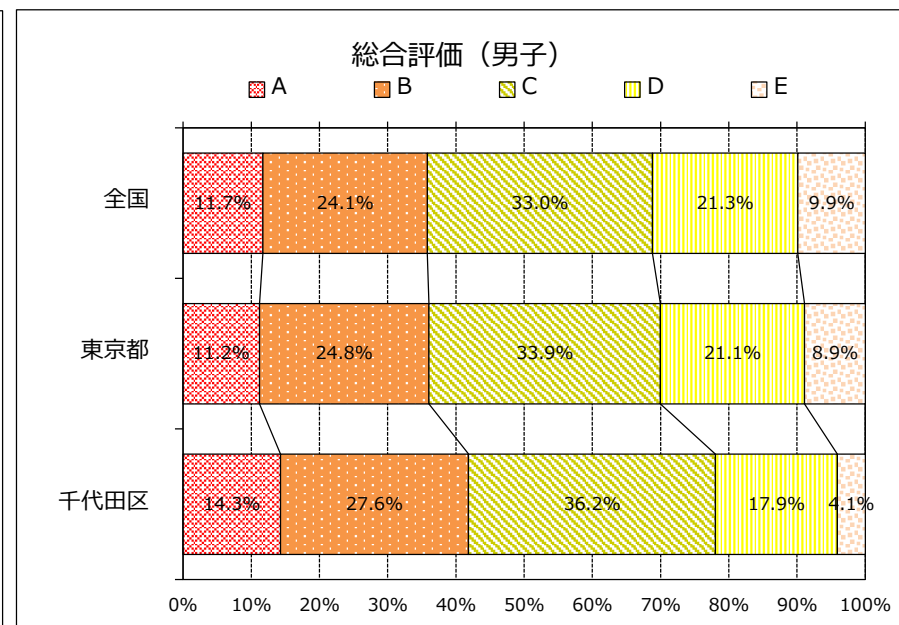
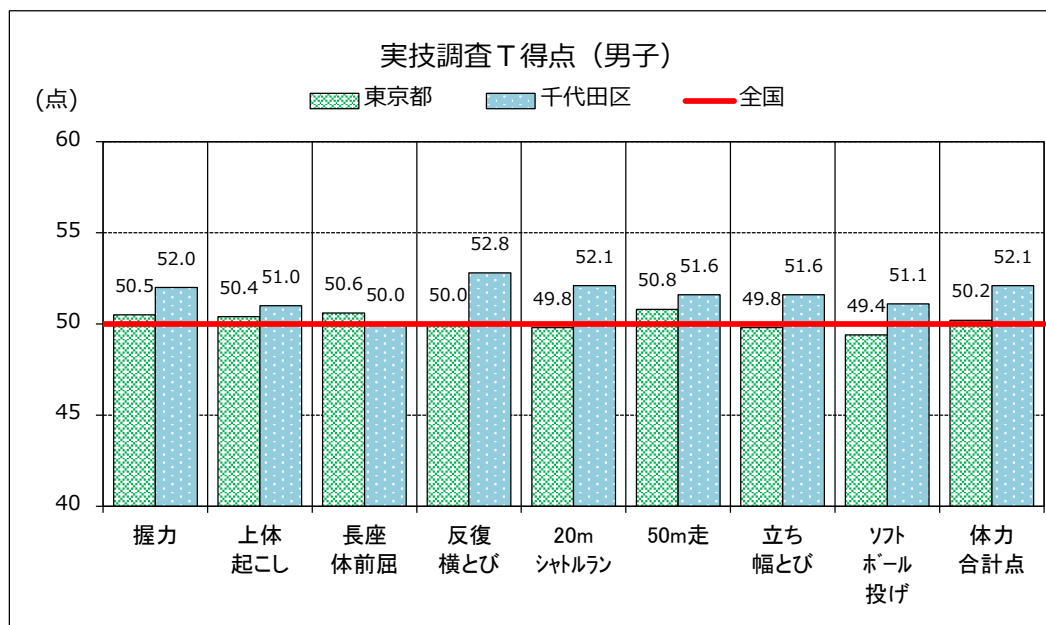
令和2年2月25日(火)  
教育委員会資料 指導課

小学校 5年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	522,539	16.37	3.77	50.0	520,994	19.80	6.00	50.0	521,166	33.24	8.28	50.0	519,520	41.74	7.99	50.0
東京都	48,342	16.57	3.77	50.5	48,204	20.05	5.67	50.4	48,226	33.72	8.31	50.6	48,119	41.73	7.39	50.0
千代田区	207	17.11	4.03	52.0	207	20.38	6.17	51.0	207	33.25	8.17	50.0	203	44.00	6.36	52.8

小学校 5年男子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	516,726	50.32	21.09	50.0	518,462	9.42	1.03	50.0	519,558	151.45	22.06	50.0
東京都	47,948	49.97	20.18	49.8	48,052	9.34	0.99	50.8	48,148	150.97	21.89	49.8
千代田区	198	54.79	19.50	52.1	204	9.26	0.87	51.6	207	155.04	19.84	51.6

※区の平均値が都及び全国より高い

小学校 5年男子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	519,180	21.61	8.19	50.0	495,427	53.61	9.22	50.0	495,427	11.7%	24.1%	33.0%	21.3%	9.9%
東京都	48,205	21.15	8.06	49.4	46,805	53.81	8.94	50.2	46,805	11.2%	24.8%	33.9%	21.1%	8.9%
千代田区	206	22.49	8.26	51.1	196	55.54	8.10	52.1	196	14.3%	27.6%	36.2%	17.9%	4.1%



令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

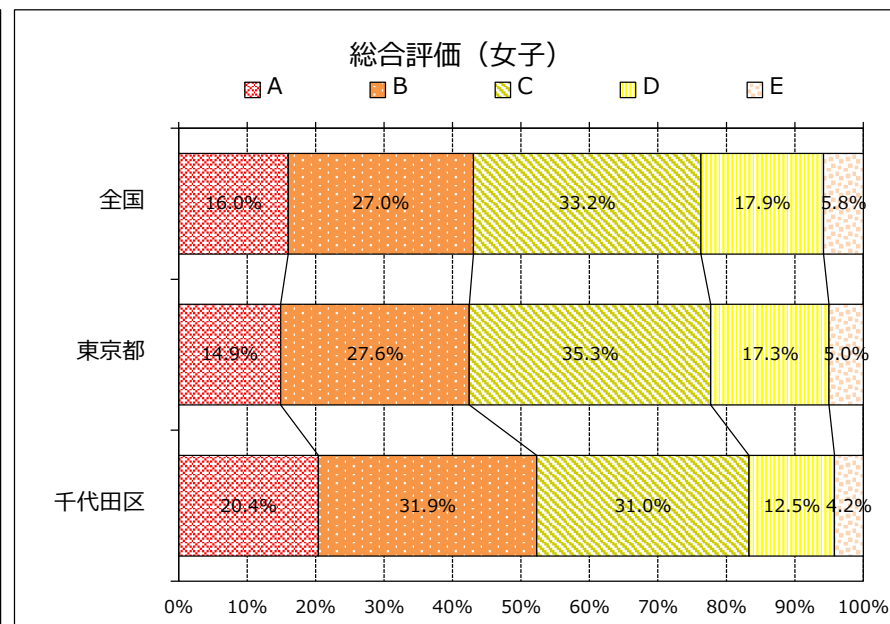
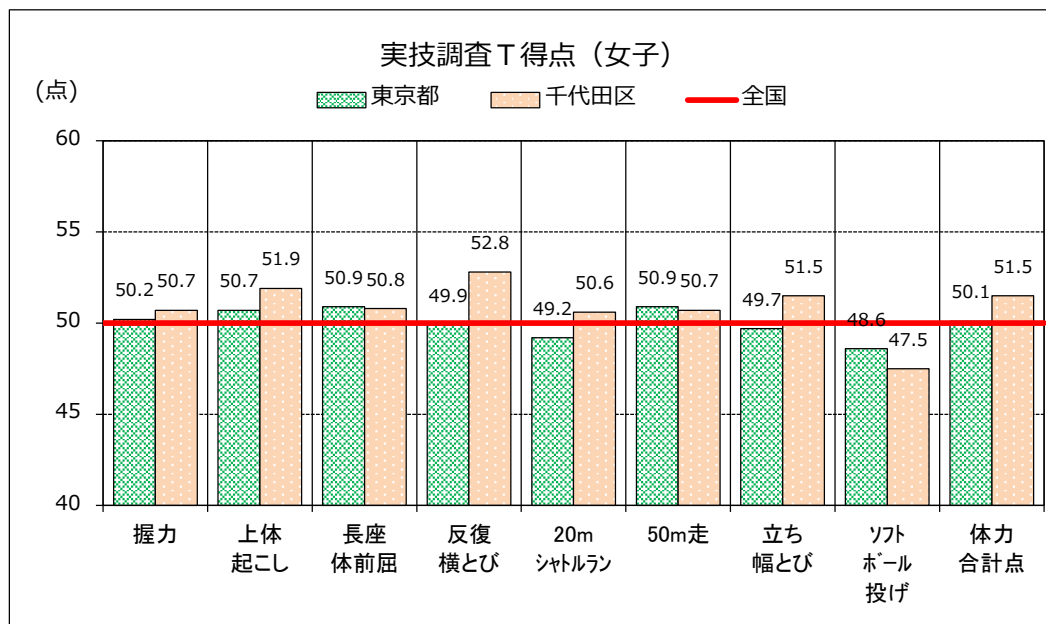
令和2年2月25日(火)  
教育委員会資料 指導課

小学校 5年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	503,966	16.09	3.80	50.0	502,351	18.95	5.41	50.0	502,618	37.62	8.49	50.0	500,961	40.14	7.17	50.0
東京都	45,947	16.18	3.79	50.2	45,818	19.33	5.20	50.7	45,798	38.39	8.50	50.9	45,758	40.08	6.57	49.9
千代田区	219	16.34	3.72	50.7	218	20.00	5.39	51.9	220	38.30	8.56	50.8	219	42.16	6.90	52.8

小学校 5年女子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	498,049	40.79	16.48	50.0	499,329	9.64	0.86	50.0	500,778	145.68	20.70	50.0
東京都	45,586	39.39	14.98	49.2	45,583	9.56	0.83	50.9	45,779	145.14	20.49	49.7
千代田区	219	41.85	15.44	50.6	217	9.58	0.99	50.7	219	148.75	20.92	51.5

※区の平均値が都及び全国より高い

小学校 5年女子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	500,310	13.61	4.78	50.0	479,536	55.59	8.72	50.0	479,536	16.0%	27.0%	33.2%	17.9%	5.8%
東京都	45,769	12.95	4.49	48.6	44,604	55.66	8.33	50.1	44,604	14.9%	27.6%	35.3%	17.3%	5.0%
千代田区	219	12.41	4.67	47.5	216	56.91	8.83	51.5	216	20.4%	31.9%	31.0%	12.5%	4.2%



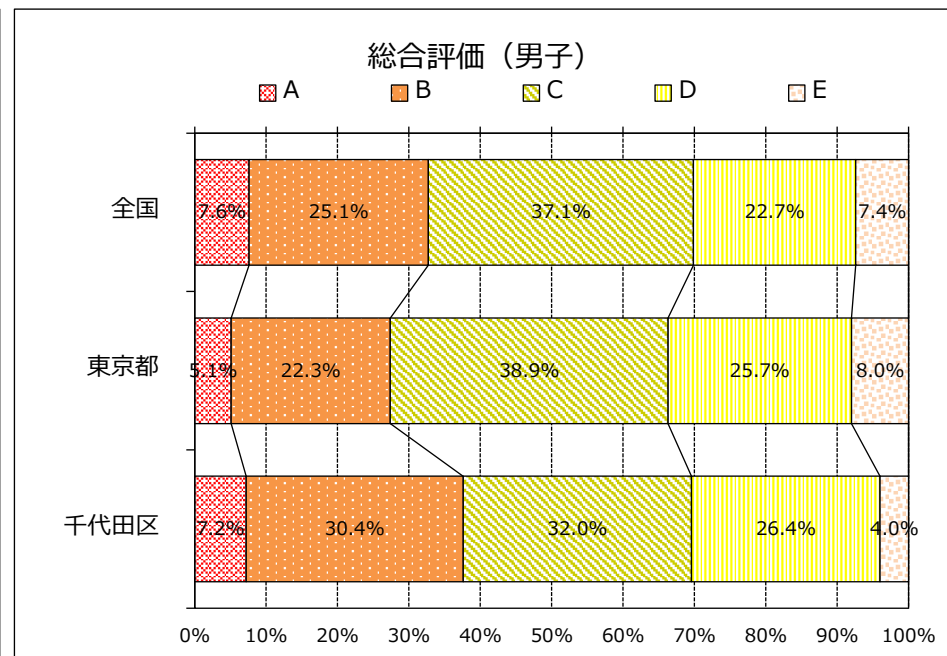
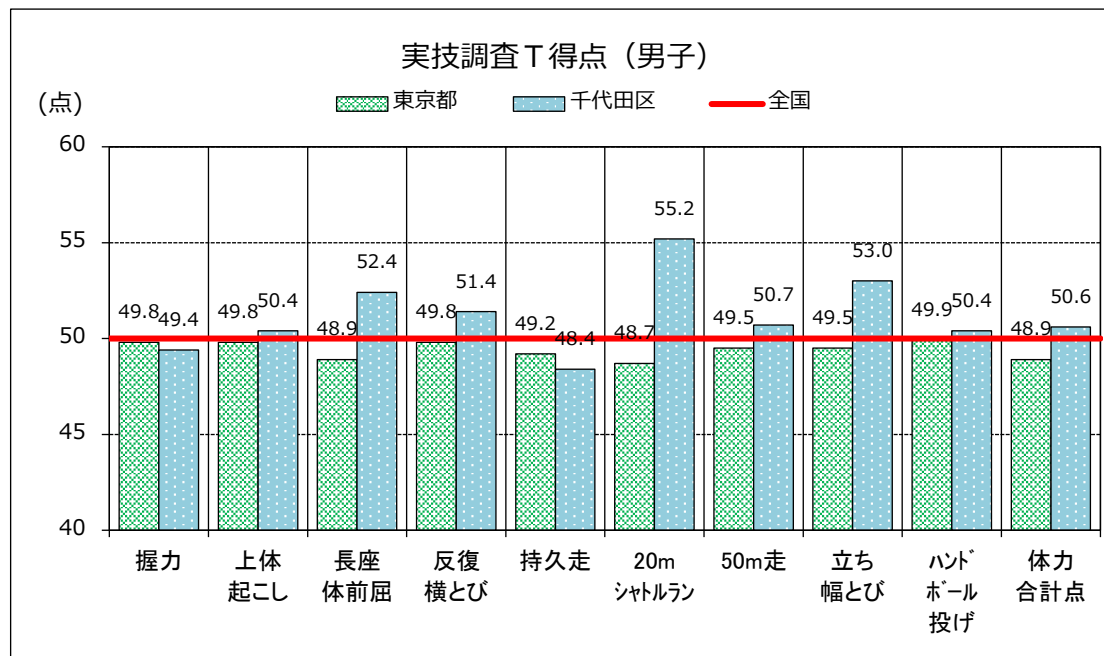
# 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

中学校 2年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	454,582	28.65	7.14	50.0	451,835	26.96	6.17	50.0	452,170	43.50	10.70	50.0	449,124	51.91	8.17	50.0
東京都	34,849	28.54	7.07	49.8	34,524	26.84	5.89	49.8	34,576	42.28	10.60	48.9	34,297	51.78	7.66	49.8
千代田区	151	28.25	7.27	49.4	148	27.23	6.42	50.4	149	46.05	11.04	52.4	147	53.07	7.23	51.4

中学校 2年男子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	212,932	398.98	66.82	50.0	298,851	83.53	24.57	50.0	445,956	8.02	0.88	50.0	448,573	195.03	28.30	50.0
東京都	29,022	404.63	68.08	49.2	11,278	80.36	24.39	48.7	33,898	8.07	0.84	49.5	34,241	193.48	26.99	49.5
千代田区	139	409.90	69.32	48.4	19	96.26	28.82	55.2	142	7.96	0.66	50.7	146	203.52	28.08	53.0

中学校 2年男子	ハンドボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	447,599	20.40	5.75	50.0	417,526	41.69	10.27	50.0	417,526	7.6%	25.1%	37.1%	22.7%	7.4%
東京都	33,935	20.35	5.77	49.9	30,876	40.54	9.81	48.9	30,876	5.1%	22.3%	38.9%	25.7%	8.0%
千代田区	140	20.61	5.36	50.4	125	42.28	9.94	50.6	125	7.2%	30.4%	32.0%	26.4%	4.0%

※区の平均値が都及び全国より高い



# 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

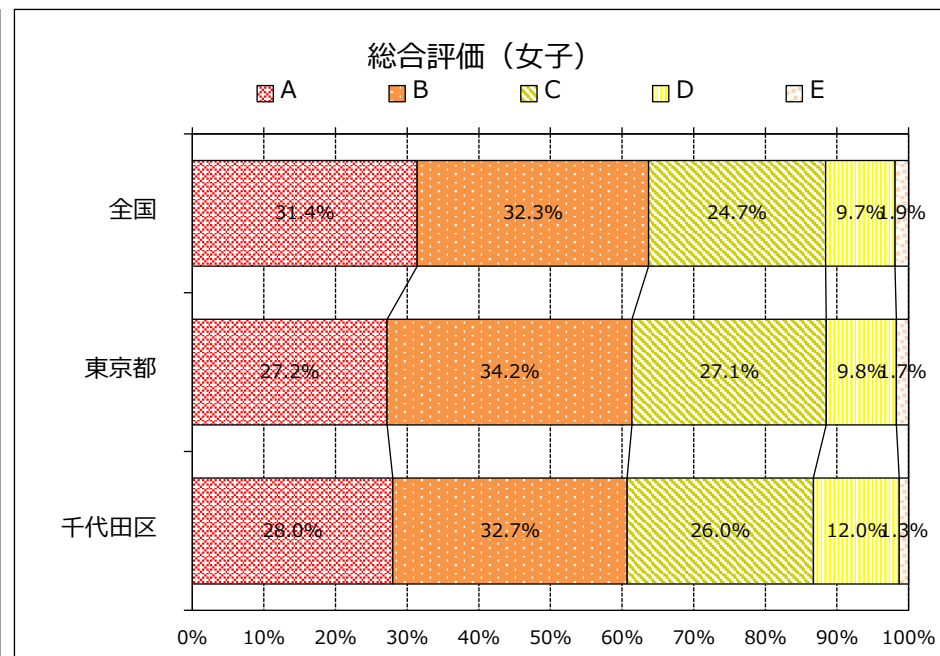
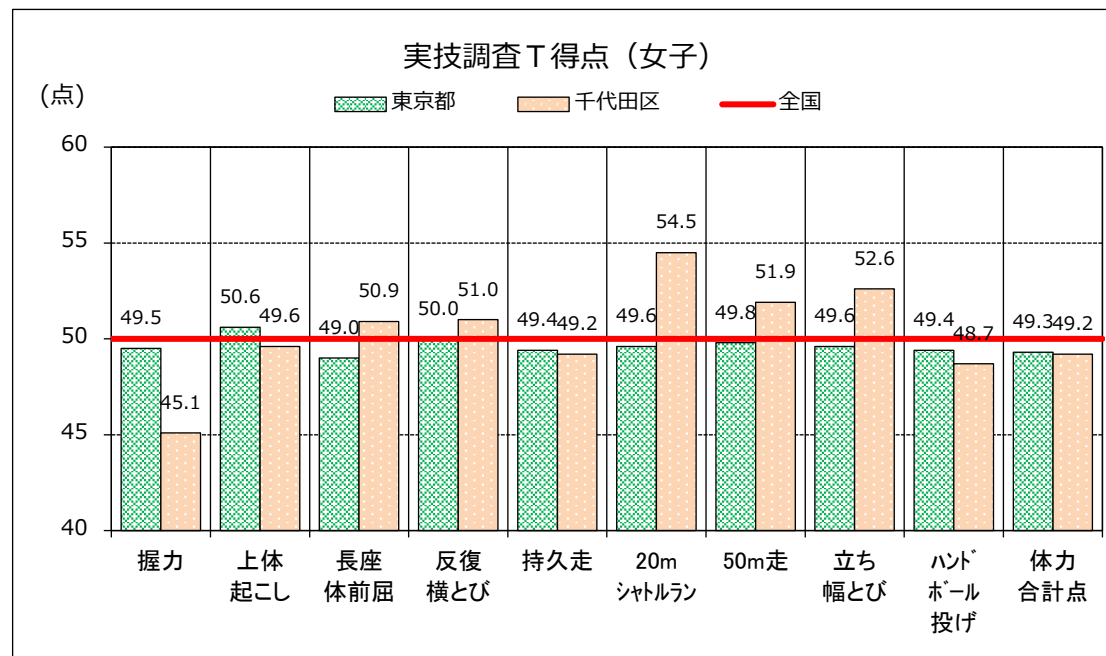
令和2年2月25日(火)  
教育委員会資料 指導課

中学校 2年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	435,539	23.79	4.61	50.0	433,249	23.69	5.85	50.0	434,004	46.32	9.99	50.0	430,667	47.28	6.76	50.0
東京都	32,749	23.56	4.59	49.5	32,514	24.06	5.45	50.6	32,633	45.34	9.76	49.0	32,307	47.25	6.24	50.0
千代田区	166	21.51	3.80	45.1	166	23.44	6.00	49.6	166	47.22	9.24	50.9	164	47.93	5.49	51.0

中学校 2年女子	持久走(秒)				20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	201,472	289.82	43.25	50.0	285,628	58.31	19.95	50.0	426,344	8.81	0.80	50.0	430,258	169.90	24.34	50.0
東京都	27,371	292.55	41.28	49.4	10,465	57.43	19.02	49.6	32,080	8.82	0.78	49.8	32,256	168.86	23.67	49.6
千代田区	162	293.36	36.84	49.2	32	67.34	19.56	54.5	162	8.66	0.74	51.9	158	176.32	22.17	52.6

中学校 2年女子	ハンドボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	430,442	12.96	4.18	50.0	401,891	50.22	11.04	50.0	401,891	31.4%	32.3%	24.7%	9.7%	1.9%
東京都	32,166	12.68	4.10	49.4	29,620	49.40	10.50	49.3	29,620	27.2%	34.2%	27.1%	9.8%	1.7%
千代田区	160	12.40	4.07	48.7	150	49.31	10.25	49.2	150	28.0%	32.7%	26.0%	12.0%	1.3%

※区の平均値が都及び全国より高い



# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和2年2月25日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
2	25	火	11:00~ 15:00~	なかよしタイム(親子リズム講座) 教育委員会定例会 ◎	一番町児童館 教育委員会室	教育委員出席
2	26	水	10:00~ 10:00~ 10:45~ 11:00~ 13:30~ 13:30~ 14:00~	ノーバディーズ・パーフェクト 親と子の絆プログラム「ベビママの会」② よちよちタイム(親子リズム) よみきかせ 研究発表会(麴町中学校) 芸術造形研究所コラボ企画 親子&キッズバレエ(3クラス)	一番町児童館 いずみこどもプラザ 四番町児童館 あい・ぽーと麴町 文部科学省(予定) 西神田児童センター あい・ぽーと麴町	教育長・教育委員
2	27	木	10:00~ 10:45~ 10:45~	ふれあい体操 親子でリズム1・2・3 2期4回④ なかよしタイム(親子リトミック)	あい・ぽーと麴町 神田児童館 四番町児童館	
2	28	金	10:00~ 11:00~	親子ヨガ なかよしタイム(ひなまつり制作)	あい・ぽーと麴町 一番町児童館	
2	29	土	10:00~ 14:00~ 15:00~	親子料理教室 大妻パネルシアター公演 小さなお茶会	神田児童館 西神田児童センター 西神田児童センター	
3	1	日				
3	2	月	9:30~ 10:00~ 10:30~	雅楽教室 リトミック(2クラス) リラックスヨガ 2期6回⑥	宮内庁 あい・ぽーと麴町 神田児童館	教育委員
3	3	火	11:00~ 13:00~	なかよしタイム(親子リズム講座)・ひなまつり パン教室	一番町児童館 あい・ぽーと麴町	
3	4	水	10:00~ 14:00~ 14:30~	ノーバディーズ・パーフェクト おやこdeえいご 日舞ストレッチ	一番町児童館 あい・ぽーと麴町 あい・ぽーと麴町	
3	5	木	10:30~ 10:45~ 10:45~ 11:30~	リトミッククラブ 親子でリズム1・2・3 2期4回⑤ 体操クラブ ひきがたりよみきかせ	西神田児童センター 神田児童館 四番町児童館 あい・ぽーと麴町	
3	6	金	10:00~ 14:00~	親子ヨガ ヘッドマッサージ	あい・ぽーと麴町 あい・ぽーと麴町	
3	7	土	10:00~	九段中等教育学校卒業式	九段中等教育学校	教育委員
3	8	日	10:00~ 10:00~	神田一橋中学校通信課程卒業式 日曜開放	神田一橋中学校 四番町児童館	教育委員
3	9	月	11:00~	幼児クラブ「進級おめでとう会」	富士見わんぱくひろば	

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
3	10	火	13:00~ 15:00~ 18:30~	パン教室 教育委員会定例会 青少年委員会第11回定例会	あい・ぼーと麴町 区役所 401会議室	教育委員
3	11	水	10:00~ 10:45~ 10:45~ 11:00~ 14:00~ 14:00~	ノーバディーズ・パーフェクト よちよちタイム(親子ヨガ) よちよちタイム(ベビー体操) よみきかせ 王コフェスタ(かえっこバザール) 親子&キッズバレエ(3クラス)	一番町児童館 四番町児童館 神田児童館 あい・ぼーと麴町 神田児童館 あい・ぼーと麴町	※中止
3	12	木	10:00~ 11:00~	ふれあい体操 よちよちタイム(ふれあいコンサート)	あい・ぼーと麴町 一番町児童館	
3	13	金	10:00~ 11:00~ 15:30~	子育てサポート利用会員登録説明会 なかよしタイム(おいわい会) ちよだ絵本の会	あい・ぼーと麴町 一番町児童館 西神田児童センター	
3	14	土	10:00~ 10:30~ 14:00~	各保育園卒園式 ひだまり市場 新入生ガイダンス	各保育園 あい・ぼーと麴町 九段中等教育学校	教育委員
3	15	日	9:00~	日曜開放	西神田児童センター	
3	16	月	10:00~ 11:00~	リトミック(2クラス) おはなしの時間(0歳児フォローアップ)	あい・ぼーと麴町 西神田児童センター	
3	17	火	11:00~ 13:00~	なかよしタイム(おいわい会) パティシエ教室	一番町児童館 あい・ぼーと麴町	
3	18	水	10:00~	各幼稚園・こども園修了式	各幼稚園・こども園	教育委員
3	19	木	10:00~ 11:30~	各中学校卒業式 ひきがたりよみきかせ	各中学校 あい・ぼーと麴町	教育委員
3	20	金				
3	21	土	13:00~ 13:50~ 17:30~	Yamana Band!ほっとほっとコンサートと講習会 KUDAN ENGLISH 実践発表会 天体観望会⑩	西神田児童センター 九段中等教育学校 九段中等教育学校	
3	22	日	9:00~	日曜開放	神田児童館	
3	23	月	18:30~	子ども・子育て会議	教育委員会室	子ども・子育て会議委員
3	24	火	15:00~	教育委員会定例会	区役所	教育委員
3	25	水	10:00~ 11:00~ 14:00~	各小学校卒業式 よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	各小学校 あい・ぼーと麴町 あい・ぼーと麴町	教育委員
3	26	木	10:00~	ふれあい体操	あい・ぼーと麴町	

「広報千代田」  
3月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

23件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	子育て推進課 私立認可保育所開設のお知らせ	令和3年4月開所予定の認可保育所の概要案内			
2	児童・家庭支援センター 児童センター・児童館の日曜開放	児童センター・児童館は、月3回いずれかの施設で日曜開放(施設の一部を開放)していることの周知	日曜(月3回)9時～17時	各児童センター・児童館	
3	児童・家庭支援センター Yamana Band ほっとほっとコンサートと講習会	乳幼児、児童の親子から中高生までが一緒に楽しめるコンサート	3月21日(土)13時～14時		
4	九段中等教育学校経営企画室 千代田区立九段中等教育学校吹奏楽部 第12回定期演奏会	九段中等教育学校吹奏楽部3月22日(日)に板橋区立文化会館大ホールで定期演奏会を行います。	3月22日(日)13時30分～	板橋区立文化会館大ホール(板橋区大山東町51-1)	九段中等教育学校
5	文化振興課 第4回文化芸術鑑賞チケット販売	区内劇場で公演するチケットを特別価格で販売	3月5日(木)～25日(水)		
6	文化振興課 まちかどアート	「3331絵画クラブ」受講生の絵画作品をパネル展示	3月23日(月)～27日(金)	区民ホール	
7	文化振興課 「3331絵画クラブ」受講生募集	初めての方も安心して参加できる絵画教室の受講生募集	4月7日～6月23日の毎週火曜10時30分～12時30分	アーツ千代田3331	アーツ千代田3331
8	文化振興課 図書フロア企画展示「東京散歩」	散歩をテーマに東京のガイド本を紹介	～5月15日(金)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館



「広報千代田」  
3月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

23件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
9	文化振興課 千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会(四番町図書館は休館中のため開催なし)	3月12日(木)11時～	10階子ども室	千代田図書館
10	文化振興課 千代田図書館 企画展示	1950年代後半の映画運動「ヌーヴェルヴァーグ」の中で活躍した人物、作品や映画関連書籍を展示	～3月21日(土)(予定)	9階展示ウォール	千代田図書館
11	生涯学習・スポーツ課 日本武道館工事に伴う通行規制の実施について	東京2020組織委員会が競技会場である日本武道館の工事を実施するにあたり、北の丸公園内の通行規制を実施する	4月～	北の丸公園	東京2020組織委員会
12	生涯学習・スポーツ課 区内生涯学習交流事業 九段フェス2020	「チャレンジ！」をテーマにした催しを開催	3月15日(日)10時～15時45分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課 すぽすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	①季節の彩りワンプレートごはん ②米粉100%で作るふわふわレシピ	①4月6日(月)19時～20時30分 ②4月16日(木)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課 次世代区相撲指導者講習会	アマチュア相撲選手、千代田区相撲連盟所属者または所属希望者を対象とする指導者講習会	4月～令和3年3月の毎月第2土曜 14時～17時	スポーツセンター相撲場	千代田区体育協会
15	生涯学習・スポーツ課 みんな元気で歩こう会	区内在住・在勤者を対象とするウォーキング会(集合=区役所前、解散=清水谷公園)	4月5日(日)10時～		千代田区体育協会
16	生涯学習・スポーツ課 ゲートボール講習会	区内在住・在勤者(区外の方も可)を対象とするゲートボール講習会	4月11日～5月9日の毎週土曜9時30分～	西神田公園	千代田区体育協会

「広報千代田」  
3月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

23件

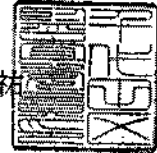
課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
17	生涯学習・スポーツ課 ふな釣り大会	区内在住・在勤者を対象とするふな釣り大会	4月12日(日)	千葉県香取市周辺	千代田区体育協会
18	生涯学習・スポーツ課 千代田区剣道大会(個人)	剣道5段以下の区内在住・在勤・在学者を対象とした剣道大会	6月14日(日) 9時～	スポーツセンター剣道場	千代田区体育協会
19	生涯学習・スポーツ課 エアロビクス	15歳以上(中学生を除く)の方を対象としたエアロビクス教室	4月15日～6月17日の毎週水曜 10時～11時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・スポーツ課 リズムシェイプアップ&チビッコ体操	リズムシェイプアップ=中学生を除く15歳以上、チビッコ体操=3歳以上の未就学児を対象とした体操	4月8日～6月24日の毎週水曜14時30分～15時45分	スポーツセンター	スポーツセンター
21	生涯学習・スポーツ課 はじめてのバレエエクササイズ	15歳以上の方(中学生除く)を対象としたエクササイズ	4月5日～5月31日の毎週日曜13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
22	生涯学習・スポーツ課 キッズダンス(幼児・小学生クラス)	4歳以上の未就学児、小学生を対象としたダンス教室 ①幼児クラス②小学生クラス	4月7日～6月2日の毎週火曜①15時～16時②16時15分～17時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
23	生涯学習・スポーツ課 講座・講習会バウチャー制度2019年度の申請は3月15日(日)20時まで	バウチャー制度は、講習・講座補助金の申請期限を周知する			九段生涯学習館



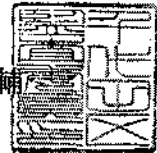
31千監査発第66号  
令和2年2月18日

千代田区長 殿

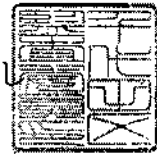
千代田区監査委員 印東 大祐



千代田区監査委員 野本 俊輔



千代田区監査委員 桜井 ただし



住民監査請求について (通知)

令和2年2月17日付で住民監査請求があったので、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)附則第2条第3項の規定によりその例によることとされる改正後の地方自治法第242条第3項の規定に基づき、当該請求の要旨を別添のとおり通知する。





## 【 請求の要旨 】

### 第1 当事者

（以下まとめて「住民ら」という）は、千代田区の住民である。

株式会社 global bridge（以下「gb社」という）は、保育事業を営む株式会社である。

株式会社 global bridge HOLDINGS（以下「gbH社」という）は、gb社の全株式を保有しgb社を連結対象とする持株会社である。

### 第2 監査対象行為

監査対象行為は、令和元年12月18日に、千代田区がgb社に対して交付決定通知を発出した、gb社に対する補助金1億6316万7470円の交付決定（以下「本件交付決定」という）である。

### 第3 本件交付決定が違法または不当である根拠

#### 1 本件交付決定と保育所整備・運営事業者公募

本件交付決定は、gb社が平成30年度千代田区賃貸物件による保育所整備・運営事業者公募（以下「本件公募」という）にgb社が保育事業者として選定されたことを契機としてなされたものである。

#### 2 本件公募における経済基盤要件

本件公募においては、直近3年間の会計期間で連続して損失を計上していないこと（経済基盤要件）が必須である。

本件公募において、経済基盤要件が不可欠の要件として規定されたのは、

本件公募に通れば、当該事業者に対して千代田区から多額の補助金が支給されるどころ、かかる多額の補助金を受けるに足る事業者であるか否かの判断に際して、当該事業者の経営状況がいかなるものであるかが極めて重要であることから設けられたものである。

本件公募における経済基盤要件の上記趣旨に鑑みれば、経済基盤要件を充たしているか否かは、形式的な審査では足りず、実質的な審査を行わなければならないことは当然である。

### 3 g b 社に関する経済基盤要件の判断について（総論）

本件公募には、g b 社が応募していることから、形式的には経済基盤要件の判断にあたっては、g b 社の決算だけを見れば足りることになる。

千代田区の現在の実務を取り仕切っている中根課長らは、上記形式的審査で足りると考えている。

しかしながら、後述するとおり、g b 社が経済基盤要件を充たしているか否かの判断をするにあたっては、g b 社の全株式を保有し（目論見書 22 頁）g b 社を連結対象とする g b H 社の連結決算をもって判断すべきであり、g b H 社の連結決算で経済基盤要件を判断すれば、要件を充たしていないという結論、すなわち、g b 社にはそもそも本件公募への応募資格がなく、その結果、本件交付決定がなされてはいけないのである。

千代田区に対しては、g b 社と g b H 社が一体であり、経済基盤要件の判断に際しては、g b H 社の連結決算をもって判断すべきであるということを生民は再三申し入れたが、中根課長は形式審査に固執し、経済基盤要件の実質的審査を行うことを頑なに拒否した。

千代田区の回答は、「東京都内で開園する私立保育所の認可は、児童福祉法諸規定に基づいて東京都が行い、東京都における認可手続においては、設置者に対する財務状況の審査が行われます。本区は、上記手続を踏まえ、申込事業者について、公募要項に定める経済基盤要件等を満たしていることを求めています。そのため、本件における補助事業者の決定にあたっては、（仮称）あい・あい保育園三番町園の設置者となる株式会社 global bridge に対する審査が適当と考えます。」というものである。

上記回答は、住民らの g b H 社の連結決算をもって審査すべきであるとい

う意見に対するものである。千代田区の回答は、「東京都が設置者に対する財務状況の審査を行っていることを踏まえて、千代田区は公募要項に経済基盤要件を満たしていることを求めている」ので、「本件における補助事業者の決定にあたっては、(仮称) あい・あい保育園三番町園の設置者となる株式会社 global bridge に対する審査をすること」が「適当」であるというものである。しかしながら、かかる回答は、住民らの g b 社と g b H 社の経済的機能的一体性に鑑みれば、設置者の経営状況、経済状況を審査する経済基盤要件については、g b 社単体の決算ではなく、g b H 社の連結決算をもって判断するべきであるとの意見に対して、何も回答していない。千代田区は、住民らの上記意見に対して何ら合理的な回答、反論をできないのである。このような千代田区の不公正、不正義を見逃すことは断じてできないのである。

そのため、住民らは、住民監査請求をするに至った次第である。

#### 4 g b 社と g b H 社は経済的機能的に一体であること

(1) g b 社と g b H 社は、以下に述べるとおり経済的機能的に一体であるところ、決算にカラクリを設けて、g b H 社の連結決算は赤字であるにもかかわらず、一体であるはずの g b 社の決算は黒字にするという、決算の恣意的操作により、経済基盤要件をクリアしようとした。

(2) g b H 社自らが「当社グループ」で自治体から委託費を受けることを認めていること

g b H 社は、2019年11月付けの新株式発行並びに株式売出届出目論見書(以下「目論見書」という)20頁において、保育事業の事業モデルとして、「当社グループ」が「自治体」から「委託費」を受けると言明している。

ここで、「当社グループ」とは、目論見書17頁において、「当社及び当社の子会社」と定義されているところ、保育事業における「当社の子会社」とは g b 社及び株式会社東京ライフケアの2社であるが、保育事業のほとんどを担っているのは g b 社である。目論見書40頁によれば、g b 社の運営する保育施設が41施設であるのに対し、株式会社東京ライフケアが運営する保育施設は2施設のみであり、また、g b 社の従業員が470人であるの

に対し、株式会社東京ライフケアの従業員は21人のみである。

よって、目論見書17頁の「当社及び当社の子会社」とは、「g b H社及びg b 社」とほぼ同義である。

そうすると、目論見書20頁において、g b H社自らが、保育事業のモデルとして、「自治体」から「g b H社及びg b 社」が「委託費」を受けることを言明していることになる。

g b H社自らが述べる上記事業モデルから、g b H社とg b 社が経済的機能的に一体であることは明らかであり、また上記事業モデルは委託費をg b H社及びg b 社が受け取るというものであるから、本件公募における経済基盤要件においては、g b 社単体だけではなくg b H社の連結決算をもって判断すべきは当然である。

以上の点については、g b 社が自ら千代田区に申し出るべき事柄であることは当然であるが、千代田区も本件公募においてすべき調査を全くできていなかったと言わざるを得ない。

なお、千代田区の中根課長の対応を見る限り、千代田区は本件公募においてg b 社を選定するという結論ありきで動いているようにしか思われず、本住民監査にあたっては、かかる千代田区の姿勢に付度することなく公正な視点でご判断頂くよう強く申し入れる次第である。

(3) g b H社とg b 社は金銭の貸借等を行っていること

目論見書22頁によれば、g b H社はg b 社に対して資金を貸し付けており、また、g b 社にはg b H社を連帯保証人とする借入金もある。

かかる点からも、g b H社とg b 社が経済的に一体であることは明らかである。

(4) g b H社の行う事業のほとんどがg b 社が担当する保育事業であること

g b H社の2018年1月1日から同年12月31日までの連結会計年度における販売実績の合計は37億8786万4000円であるところ、保育事業の販売実績は32億3321万4000円であり、これは全体販売実績の約85.3%を占めている(目論見書35頁)。

g b H社のグループ全体の設備の帳簿価格は合計27億4648万4000円であるところ、g b 社の行う保育事業の設備の合計(g b 社が41施設、



株式会社東京ライフケアが2施設) 20億7241万8000円は、全体の約75.4%である(目論見書40頁)。

g b H社のグループ全体の従業員数は608名であるところ、g b社の保育事業の従業員数は470名であり全体の約77.3%を占めている(目論見書40頁)。

以上のとおり、g b H社のグループ全体におけるg b社の保育事業の販売実績、設備の帳簿価格、従業員数は過半数を大きく超え、75%から85%を占めており、かかる割合は、g b H社のグループはそのほとんどをg b社の保育事業が占めていると評価できるものであり、持株会社であるg b H社とg b社は経済的機能的に一体であり、本件公募において、特に経済基盤要件の判断に際しては、g b H社の決算をもって要件充足の有無を判断すべきであったことは明らかである。

- (5) g b H社の社員のほとんどがg b社の担当事業を主導・補佐していること  
本件公募に際して、g b社が提出した「事業者の概要・沿革」と題する書面の「担当者所属・氏名」の欄には、「社長室 施設開発担当・■■■■」と記載されている。この記載だけを見れば、■■■■は「g b社」の「社長室施設開発担当」のように思える。

しかしながら、■■■■(以下「■■■■」という)は、g b H社の社員であり、g b社との間には雇用関係は一切ない。

そして、実際に、千代田区との折衝や、近隣住民との折衝は、■■■■が中心となって行っているのである。■■■■以外で千代田区との折衝や近隣住民との折衝を行っている者としては■■■■がいるが■■■■もg b H社の社員であり、g b社との間には雇用関係は一切ない。

以上から明らかなことは、本件公募は実際にはg b H社が申し込んだものであるが、g b H社の決算は赤字続きのため経済基盤要件を充たさないことから、決算上のカラクリを行って黒字化しているg b社が本件公募に応募した形をとった、ということである。

この点を、住民ら代理人が千代田区に指摘したところ、千代田区の回答は、「参加申込書における担当者が株式会社global bridge社員ではなく、株式会社global bridgeHOLDINGS社員である

点は、担当者への聞き取り調査を行い、ご指摘の通りであることを確認しました。申込書の本欄には、申込事業者に所属する者を記載することが原則であり、グループ企業等で役割分担に基づき関係事業者の社員を記載する場合は、その点を明確にして記載すべきであったと考えます。しかしながら、本区との連絡や住民との折衝等の業務には申込書に記載ある者が実際にあたっており、失格とするまでには至らないと考えます。」というものであった。

かかる回答は、不合理極まりないものである。

本件公募に応募した事業者であるg b社とは別の会社の社員が担当者として千代田区や近隣住民との折衝にあたることについては、「そもそも本件公募に応募したのはg b H社でありg b社ではなかったのであり、g b H社に関する資料は本件公募に際して一切提出されていない以上、g b社は失格である」とすべきである。

このようなg b社、g b H社の対応を千代田区が認めるのであれば、経済基盤要件を充足するダミー会社に応募させ、実際はダミー会社以外の会社の社員が事業を取り仕切り、多額の補助金をおいしく頂戴するという企みが容易に可能となるのである。

繰り返しになるが、千代田区の中根課長らは、本件公募にg b社を通すという強い意志を有しており、上記の不合理的な回答に終始している。

住民らは、最早監査委員の公正な判断に頼る以外にないという状況に陥っているのであり、監査委員らの付度なき公正な調査・判断が強く望まれることをあらためて主張する次第である。

(6) g b社とg b H社の役員がかなり重複していること

g b社とg b H社の役員は、取締役3名、監査役1名が兼任であり（目論見書22頁）、かかる役員構成からも、g b H社とg b社が、経済的機能的に一体であることは明らかである。

5 g b H社の決算内容（経済基盤要件を充たしていないこと）

g b H社の本件公募直前の3期の損益は以下のとおりであり（単位は百万円）、経済基盤要件を充たしていないことは明らかである（目論見書13頁、106頁、107頁）。

営業利益（連結） 経常利益（連結）

2017年	▲ 281	34
2018年	▲ 739	▲ 329

#### 6. g b 社が黒字であるカラクリ

g b H社と g b 社が経済的機能的に一体であり、g b H社の連結決算における各指標の多くの割合が g b 社に関するものであることは既述のとおりである。

g b H社の連結決算が大赤字であることは前項記載のとおりである。

なぜ、g b 社の本件公募直前の3期の損益が赤字ではなかったのか。本来であれば、g b H社が大赤字である以上、g b H社と経済的機能的に一体である g b 社も大赤字のはずである。

目論見書106頁、107頁を見れば、そのカラクリが明らかとなる。

報告セグメントのうち「保育事業」のほとんどを担っているのが g b 社であることは既述のとおりである。全体の売上の8割以上を「保育事業」の売上が占めているところ、「保育事業」単体では、1億4483万円（2017年）、1億6675万円（2018年）の黒字となっている。

ここで、各年度の調整額の利益損失を見ると、4億5970万円の赤字（2017年）、8億2196万円の赤字（2018年）が計上されている。

調整額については、「各報告セグメントに配分できない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です」との注記がなされている。

既述のとおり、連結の売上高の8割以上を g b 社の保育事業が挙げている以上、経費等もその多くを g b 社の活動に関して費消されていることは容易に想像できるところ、かかる経費を保育事業のセグメントではなく（つまり g b 社の経費等にしないで）、「調整額」という名目で g b 社の赤字を回避したのである（連結決算では調整額として赤字を計上しているため、会計上の不正ではない点が、このカラクリの肝である）。

かかる決算上のカラクリにより、本来であれば赤字であるはずの g b 社の決算を黒字にしていたのである。

g b H社の取締役4名のうち2名は監査法人出身の公認会計士であり、常勤監査役2名のうち1名も監査法人出身の公認会計士である（目論見書54

頁乃至56頁)。かかる役員構成は、上記カラクリが意図的になされていることを強く推認させるものである。

g b H社とg b社の機能、実際の活動に鑑みれば、本件公募に際して、g b社のみならず、g b H社についても、更に言えばg b H社の連結決算をもって経済基盤要件の充足の有無を判断しなければならないことは明らかである。

#### 第4 損害

本件交付決定により支出された補助金相当の損害が千代田区に生じている。

#### 第5 その他の問題点

g b社の本件公募における問題点は、既述の経済基盤要件の他にも、以下のものがあることを付言しておく。

- (1) 保育所の計画予定地の同一区画内に存する建物の所有者及び入居者に対して、近隣住民説明会をしなければならないところ、g b社は隣接する土地の所有者に住民説明会の実施について通知していなかった。
- (2) g b社は本件公募を合格点ギリギリの点数で通過した(800満点中の489点。合格点は480点)。g b社はほとんどの項目の点数が低かったが、施設概要の項目だけ突出して高い点数(80点中の62点)を獲得し、ギリギリ合格した。しかしながら、かかる点数は明らかに不当であり(本件公募に合格した他社は、他の項目はg b社よりも遥かに高い点数であったが、施設概要の項目だけは42点とg b社よりも20点も低い点数であった)、かかる不当な点数がなければg b社は不合格であった。また、g b社は本件公募時の施設概要を施工時には、かなりの修正を行っており、かかる点からも不当である。
- (3) g b社及びg b H社は、近隣の意見を真摯に聞く姿勢を全く見せず、騒音を懸念する住民らに対しても、d b等の数値により対策をすることはしないと強弁する等の態度に終始した。

#### 第6 結語

以上のとおりであるから、本件交付決定を速やかに取り消し、g b社に対して支給した補助金の返還を求めるとともに、今後g b社に対して新たな補

助金交付をしないよう求める。

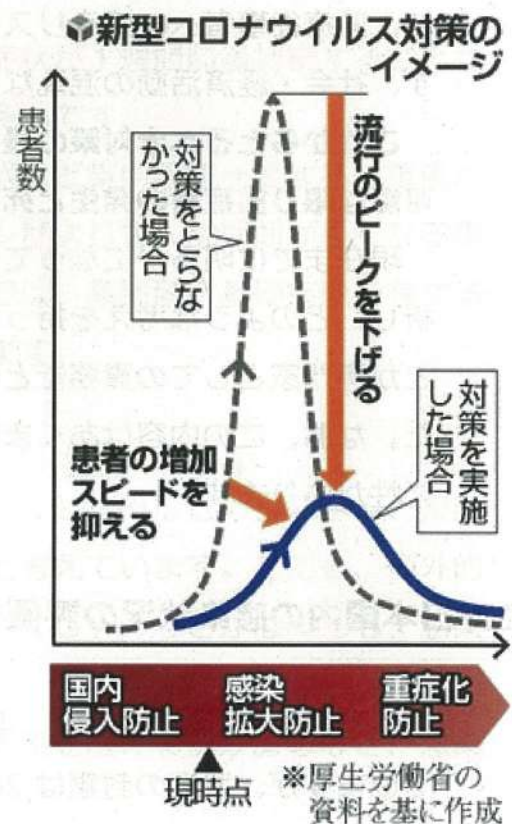
以上



新型コロナウイルスの感染が国内で広がる中、政府の感染症対策本部の専門家会議（座長＝脇田隆字・国立感染症研究所長）は24日、記者会見を開き、「これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」になるとの見解を示した。専門家の意見を踏まえ、政府は25日の対策本部会議で、感染拡大防止の具体策などを盛り込んだ総合的な基本方針をまとめる。

## 国の専門家会議が示した「見解」のポイント

- ・ 国内の感染が急速に拡大しかねない状況にある。
- ・ これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となる。
- ・ 感染症予防の観点からは、全ての人に新型コロナウイルスの検査をすることは、有効ではない。また、設備や人員の制約のため、全ての人に新型コロナウイルスの検査をすることはできない。
- ・ 風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養を。ただし、目安の症状がある場合には、決して我慢せず相談を。
- ・ 心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで。
- ・ これからとるべき対策の最大の目標は、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡を減らすこと。
- ・ 症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、リモートワーク、オンライン会議などのできうる限りの工夫を。





## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」

2020年2月24日

### 1. 緒言

この専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため、適宜、政府に助言をしてきました。

我々は、現在、感染の完全な防御が極めて難しいウイルスと闘っています。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、**感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。**そのためには、これから1～2週間で急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起こりかねず、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

**これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。**

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめることとしました。なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

### 2. 日本国内の感染状況の評価

2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、



武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されてきており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

**このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。**

### 3. これまでに判明してきた事実

---

#### (1) 感染者の状況

新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症であり、既に回復している人もいます。

国内の症例を分析すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いです。

しかしながら、一部の症例は、人工呼吸器など集中治療を要する、重篤な肺炎症状を呈しており、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。現時点までの調査では、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えられます。

#### (2) 感染経路などについて

これまでに判明している感染経路は、咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体です。空気感染は起きていないと考えています。ただし、例外的に、至近距離で、相対することにより、咳やくしゃみなどがなくても、感染する可能性が否定できません。

無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるなど、感染

力と重症度は必ずしも相関していません。このことが、この感染症への対応を極めて難しくしています。

### (3) PCR検査について

PCR検査は、現状では、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。

国内で感染が進行している現在、感染症を予防する政策の観点からは、全ての人にPCR検査をすることは、このウイルスの対策として有効ではありません。また、既に産官学が懸命に努力していますが、設備や人員の制約のため、全ての人にPCR検査をすることはできません。急激な感染拡大に備え、限られたPCR検査の資源を、重症化のおそれがある方の検査のために集中させる必要があると考えます。

なお、迅速診断キットの開発も、現在、鋭意、進められています。

### (4) 医療機関の状況

首都圏を中心とした医療機関の多くの感染症病床は、ダイヤモンド・プリンセス号の状況を受けて、既に利用されている状況にあります。感染を心配した多くの人々が医療機関に殺到すると、医療提供体制がさらに混乱する恐れがあります。また、医療機関が感染を急速に拡大させる場所になりかねません。

## 4. みなさまにお願いしたいこと

---

この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかなければなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）



●強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性があります。心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご留意ください。

教育機関、企業など事業者の皆様も、感染の急速な拡大を防ぐために大切な役割を担っています。それぞれの活動の特徴を踏まえ、集会や行事の開催方法の変更、移動方法の分散、リモートワーク、オンライン会議などのできる限りの工夫を講じるなど、協力してください。

以上